

# 第3次

## こうなん男女共同参画プラン



令和4年3月

江南市



## はじめに



人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化が進むなど社会情勢は急激に変化しています。そういった中、豊かな社会であり続け、人々が日々安心、安全に生活を過ごすためには、社会を形成する人々が互いに支え合い、あらゆる場面において、すべての人が能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

また、世界的規模で取り組みが進められているSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、17の目標で構成されています。そして、それらの目標の1つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別にかかわらず、だれもが活躍できる社会の実現が重視されています。

これまで本市では、平成22年2月に男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを進めてまいりました。そして、このたび令和3年に実施した「江南市男女共同参画に関するアンケート調査」から得られた市民の皆さまの意識を反映し、基本理念として「だれもがともにいきいきと輝き、助け合う男女共同参画社会の実現」を掲げるとともに、SDGsとの関連性も明確にした「第3次こうなん男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、市民の皆さま、地域、企業、行政が協働し、男女共同参画社会の実現に向けて邁進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆さま並びに、熱心にご審議いただきました「江南市男女共同参画懇話会」の委員の方々に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和4年 3月

江南市長 澤田 和延

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景 .....	2
2 近年の動向 .....	3
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画の期間 .....	5
5 他計画との関連 .....	6
6 男女共同参画とSDGs.....	7

## 第2章 江南市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口・世帯等の状況 .....	10
2 職業生活・家庭生活の状況 .....	13
3 各分野における女性の状況 .....	15

## 第3章 江南市で目指す男女共同参画のすがた

1 上位計画等における男女共同参画の方向性 .....	18
2 計画の基本理念 .....	19
3 計画の基本目標 .....	20
4 施策の体系 .....	22

## 第4章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会を目指す意識づくり .....	26
視点1 男女共同参画理解への啓発.....	26
視点2 男女の性別役割分担意識や慣行の見直し.....	30
視点3 男女共同参画の視点に立った教育・学習.....	32
基本目標 II だれもがあらゆる分野で多様な選択ができるまちづくり .....	36
視点1 地域活動における男女平等に参加できる仕組みづくりの促進.....	36
視点2 政策・方針決定過程への女性の参画促進（女性活躍推進計画）...	40
基本目標 III 働きやすい環境づくり .....	42
視点1 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）.....	42
視点2 ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）.....	46

基本目標 IV	だれもが安心して心豊かに暮らせる家庭・社会づくり .....	52
視点1	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（江南市DV防止計画） ...	52
視点2	男女共同参画推進のための社会的支援.....	57
第5章	計画の推進体制	
1	市役所内推進体制の充実 .....	62
2	市民・地域・職場（企業）との連携 .....	62
3	進捗管理方法 .....	63
資料編		
1	計画策定の経緯 .....	66
2	江南市男女共同参画懇話会設置要綱 .....	67
3	江南市男女共同参画懇話会委員名簿 .....	68
4	江南市男女共同参画推進委員会設置要綱 .....	69
5	アンケート調査の概要及び結果 .....	70
6	男女共同参画社会基本法 .....	77
7	男女共同参画に関する年表 .....	80



# 第 1 章 計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成14年(2002年)3月に、男女共同参画に関する事業の総合的な推進を図るための基本となる計画「こうなん男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成22年(2010年)2月には愛知県内初となる「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。その後、平成24年(2012年)3月には「第2次こうなん男女共同参画プラン～<sup>ひと</sup>支え合<sup>ひと</sup>おう女と男～」を策定し、継続して施策を推進してきました。

この間、国際社会においては、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の国際目標SDGs(持続可能な開発目標)のひとつとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。また、国内における男女共同参画に関わる動向としては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などの法律改正がなされています。さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画を推進するための法整備がなされています。

社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないことや、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、女性を取り巻く問題は多く、あらゆる分野で女性が活躍するには一層の意識改革が必要な状況にあります。また、女性と同様に男性に関しても、育児休業制度の取得促進など制度の活用、周知の理解、及び環境の整備が求められています。さらに、SDGsの理念を踏まえ、男女共同参画社会の実現を進めると同時に、あらゆる人が豊かな生活を実現することが大切であるとの認識を社会全体に浸透させていくことも必要です。性別・性自認に捉われず、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現を推進するため、様々な分野へだれもが参画できる環境を整えることも重要となります。

こうした状況を踏まえ、本市においても「男女共同参画社会基本法」の中で最重要課題として位置づけられている“男女共同参画社会の実現”を目指し、市民、地域、職場(企業)、行政が協働して、男女共同参画に関する事業を総合的・計画的に推進するため、「第3次こうなん男女共同参画プラン」を策定しました。

### ■男女共同参画社会とは

#### 「男女共同参画社会」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

(男女共同参画社会基本法 第2条より)



## 2 近年の動向

### 国際的な日本の現状

令和3年(2021年)3月、男女格差の大きさを国別に比較した世界経済フォーラム(WEF)による「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」が発表され、日本は調査対象となった世界156か国のうち120位となりました。過去10年間を振り返ると政治、経済、教育、健康全ての分野で順位が下がっており、世界と比較してみると、日本では男女格差は依然大きく存在しています。

#### ■ジェンダー・ギャップ指数からみる日本の順位

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
GGI	98位	101位	105位	104位	101位	111位	114位	110位	121位	120位
政治	101位	110位	118位	129位	104位	103位	123位	125位	144位	147位
経済	100位	102位	104位	102位	106位	118位	114位	117位	115位	117位
教育	80位	81位	91位	93位	84位	76位	74位	65位	91位	92位
健康	1位	34位	34位	37位	42位	40位	1位	41位	40位	65位

#### (1) 国の動き

- 平成30年(2018年)5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定(その後、令和3年(2021年)6月に改正)
- 令和元年(2019年)5月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正
- 令和元年(2019年)6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正
- 令和2年(2020年)12月 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

#### 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」個別分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## (2) 愛知県の動き

- 平成30年(2018年)3月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」の策定
- 令和3年(2021年)3月 「あいち男女共同参画プラン2025」の策定

### 「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」重点目標

- I. あらゆる分野における女性の活躍の促進
- II. 男女共同参画社会に向けての意識改革
- III. 安心して暮らせる社会づくり

## (3) 江南市の動き

- 平成14年(2002年)3月 「こうなん男女共同参画プラン」の策定
- 平成22年(2010年)2月 愛知県内初の男女共同参画都市を宣言
- 平成24年(2012年)3月 「第2次こうなん男女共同参画プラン」の策定
- 平成30年(2018年)3月 「第2次こうなん男女共同参画プラン(中間改定)」の策定
- 令和4年(2022年)3月 「第3次こうなん男女共同参画プラン」の策定

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけるとともに、本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置づけます。

### 4 計画の期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)の10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化、市民のニーズに対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

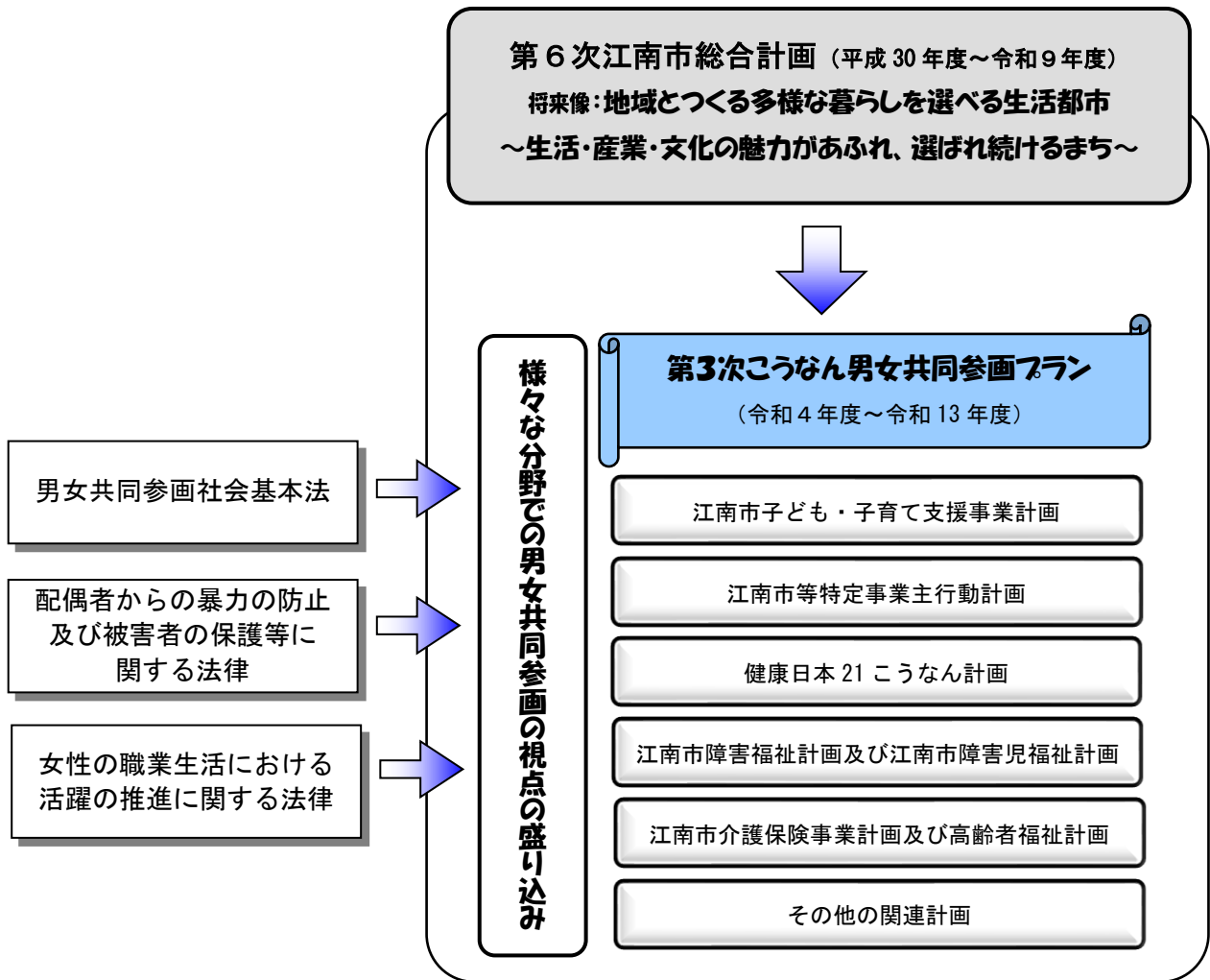
また、市全体での男女共同参画の総合的な推進を図るため、上位計画である「第6次江南市総合計画」の最終年度である令和9年度(2027年度)中において、事業進捗の状況を考慮し、計画等の見直しを行うこととします。

計画名	年度															
	H 30	R 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第6次江南市総合計画	計画期間															
	前期					後期										
第3次こうなん男女共同参画プラン					計画期間											
										★						

★…計画の評価・見直し

## 5 他計画との関連

本計画は、「第6次江南市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の分野別計画と整合を図りながら、本市における男女共同参画を総合的に推進していくための基本的な方向や内容を明らかにしたものです。



## 6 男女共同参画とSDGs

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致でSDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。令和12年(2030年)を年限とする17の目標を掲げ、日本においても積極的に取り組んでいます。

SDGsでは、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

本計画においても、施策体系とSDGsとの関連性を明確にし、SDGsを通じた推進事業を発展させることで、男女共同参画社会の実現を目指します。

### SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標





## 第 2 章 江南市の男女共同参画を取り巻く現状

---

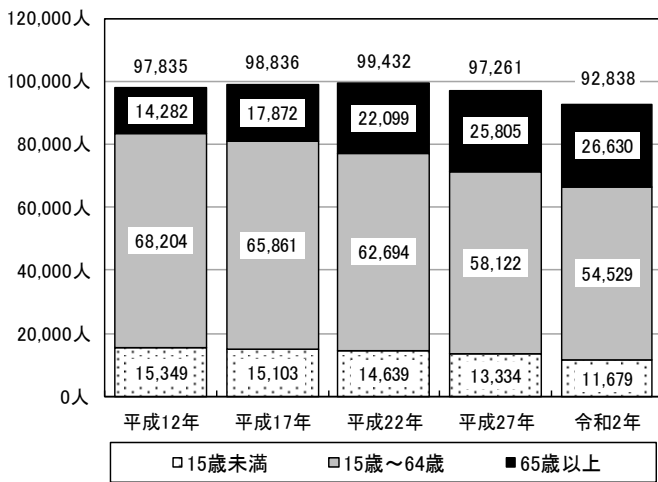
# 1 人口・世帯等の状況

## (1) 人口の状況

江南市の総人口は継続して増加していましたが、近年は減少に転じました。また、65歳以上の人口割合が上昇し続けていますが、15歳未満の人口割合は低下を続けていることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。さらに本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに40歳代後半の人口が多くなっており、40歳代後半以上においては女性の割合が高くなっています。

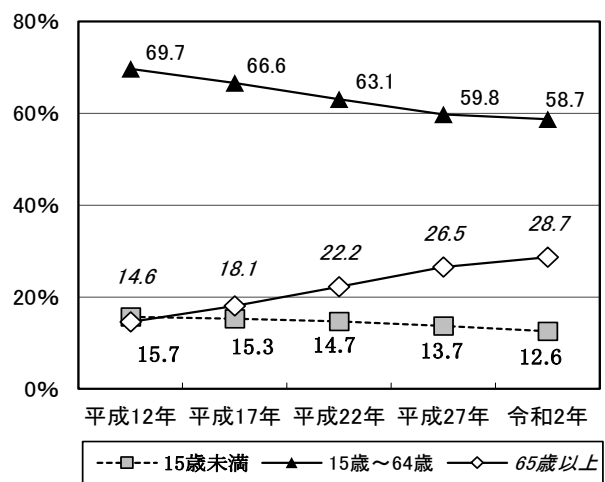
第2章

■年齢3区別人口の推移



資料：国勢調査（合計には年齢不詳人口を含まない）

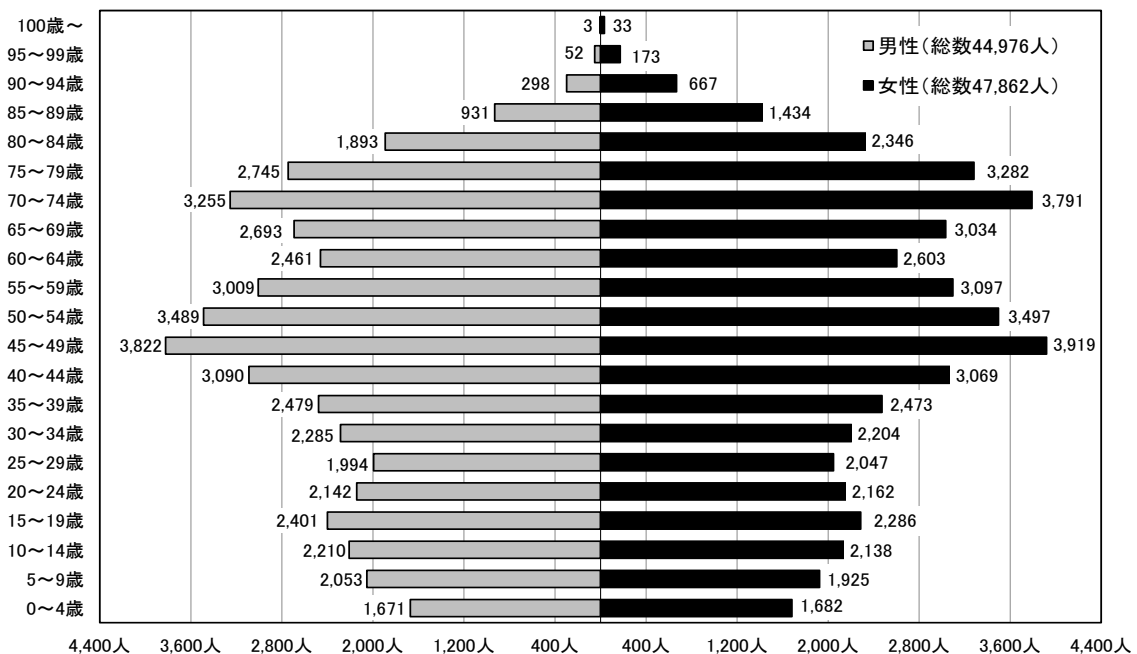
■年齢3区別人口比率の推移



資料：国勢調査

(四捨五入の関係で、合計が100.0%にならない場合がある。)

■江南市の人口ピラミッド



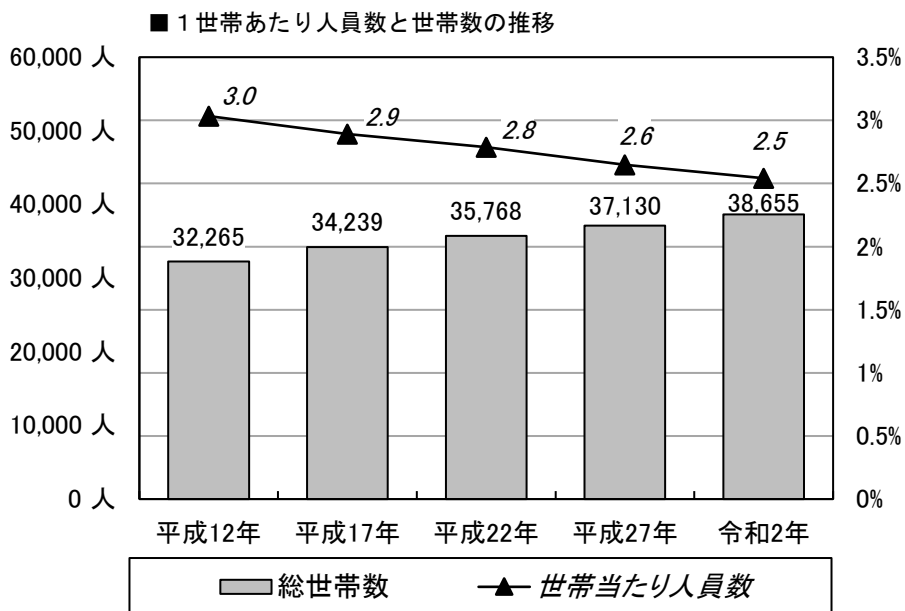
資料：国勢調査（令和2年）



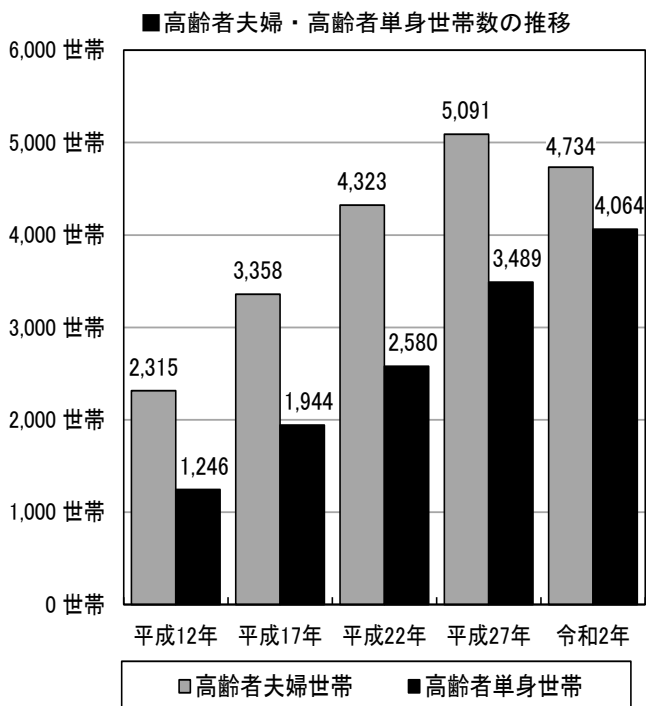
## (2) 世帯の状況

江南市の総世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員数は年々減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

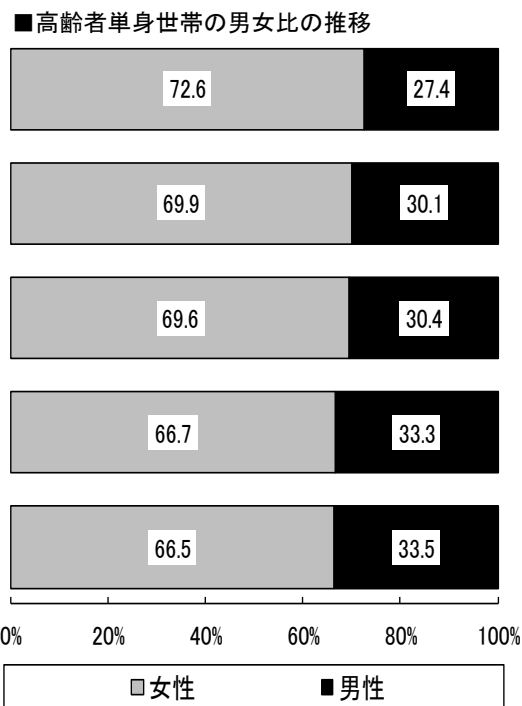
また、高齢者単身世帯が増加傾向にあり、女性の高齢者単身世帯の割合が高い状況です。



資料：国勢調査



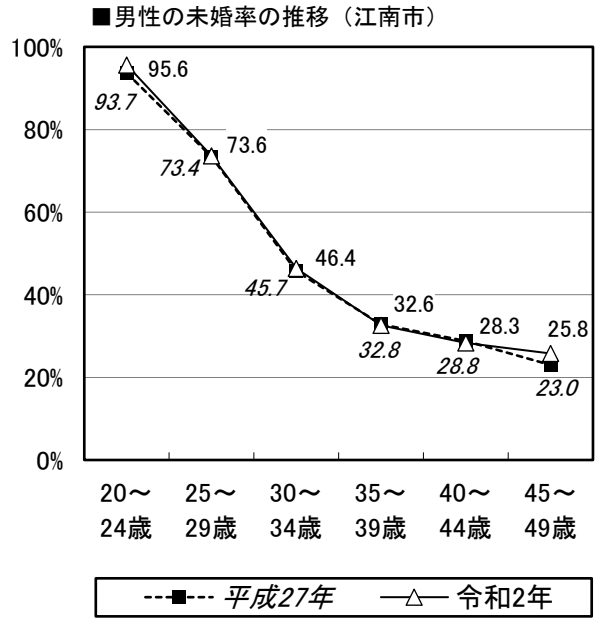
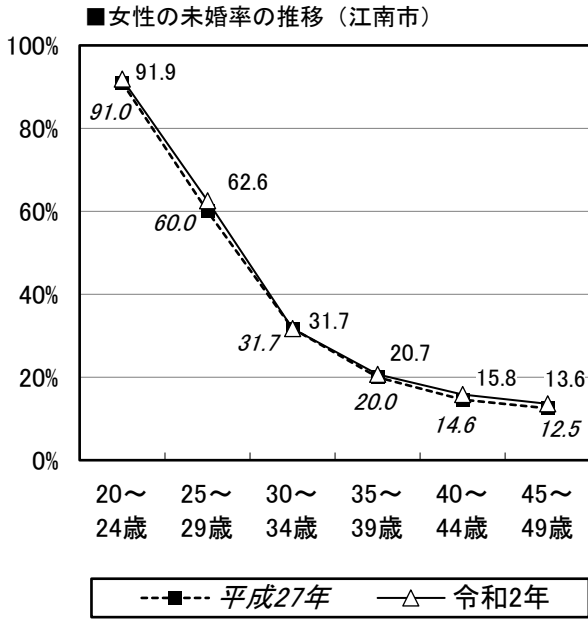
資料：国勢調査



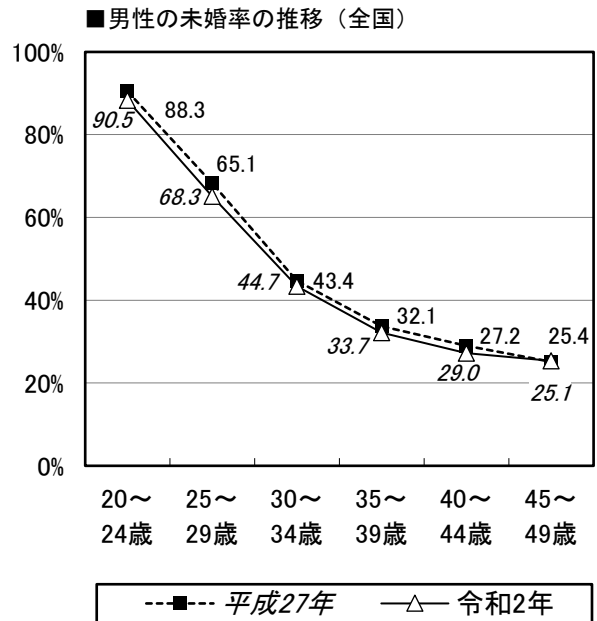
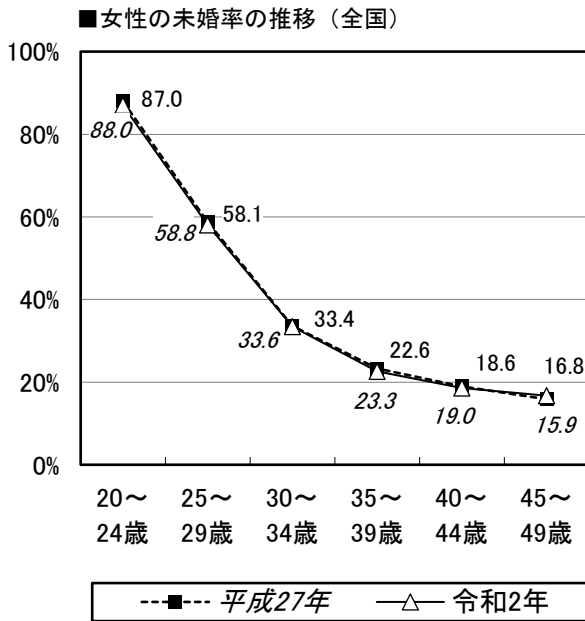
資料：国勢調査

### (3) 婚姻の状況

江南市の未婚率の推移を平成27年(2015年)と令和2年(2020年)で比較してみると、女性は30歳代前半を除く年代において上昇しており、男性も20歳代から30歳代前半と40歳代後半において上昇していることから、晩婚化の傾向がうかがえます。また、令和2年の全国と江南市を比較してみると、女性は30歳代以降、江南市の未婚率が低くなっていますが、男性においてはすべての年代において江南市の未婚率が高くなっています。



資料：国勢調査

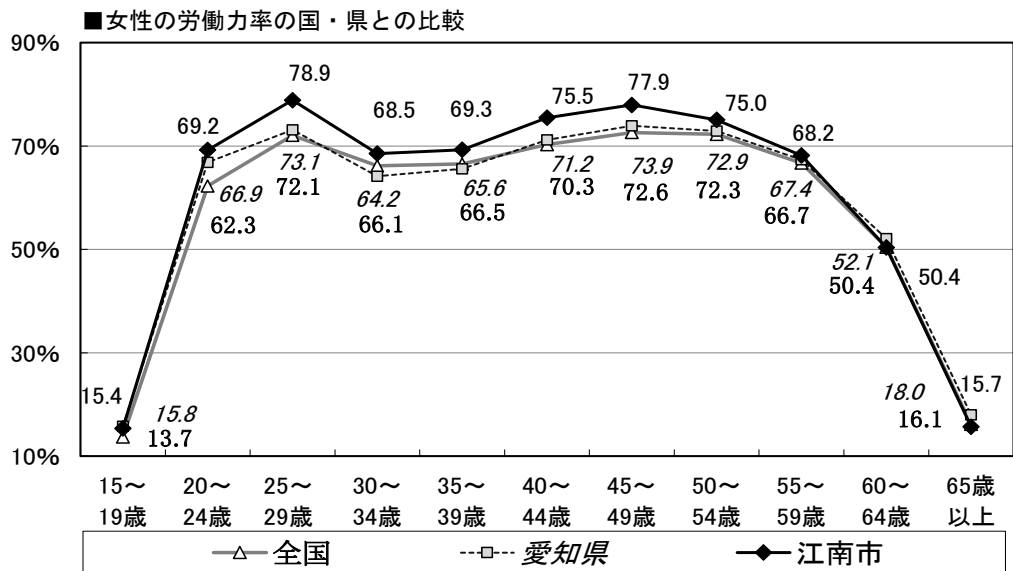
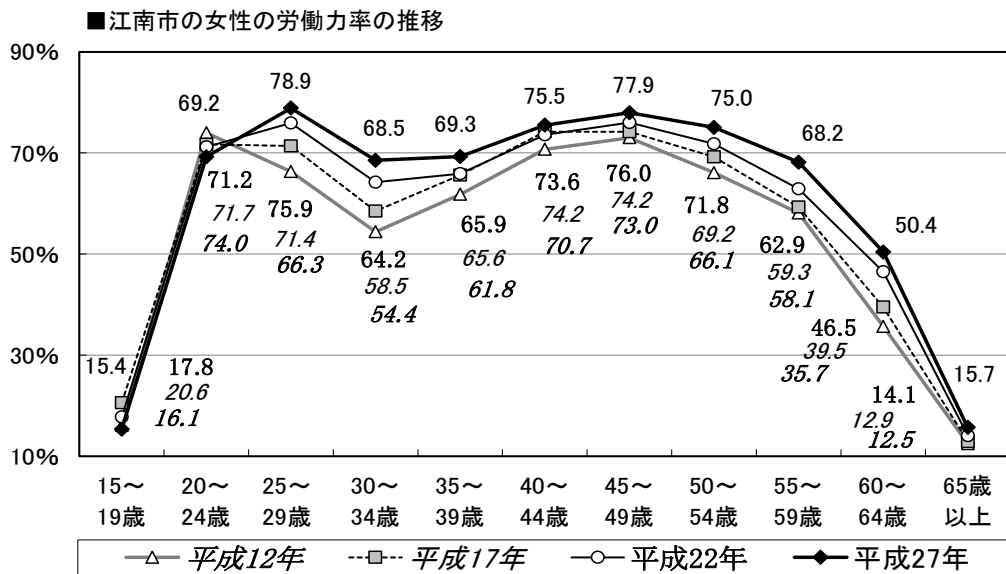


資料：国勢調査

## 2 職業生活・家庭生活の状況

### (1) 女性の労働力率の状況

江南市の女性の年齢別労働力率を平成12年(2000年)、平成17年(2005年)、平成22年(2010年)と平成27年(2015年)と比較してみると、女性の20歳代後半から40歳代にかけて形作っているM字曲線<sup>※1</sup>の谷部分の労働力率が上昇しています。また平成27年国勢調査における女性の年齢別労働力率を国、県と比較すると、江南市では20歳代から50歳代にかけてやや高くなっています。

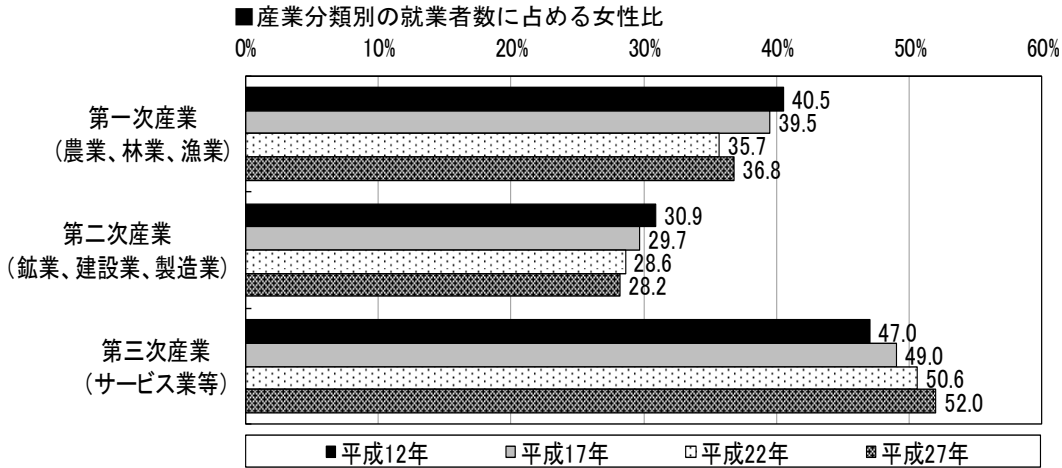


※1 M字曲線

日本の女性の年齢階級別の労働力率にみられる特徴的な形状のこと。労働力率が30歳代で低下し、40歳代で再び高くなることから、結婚、出産、子育てを期に就業を中断する女性が多いことを示している。

## (2) 産業別の就業者数の状況

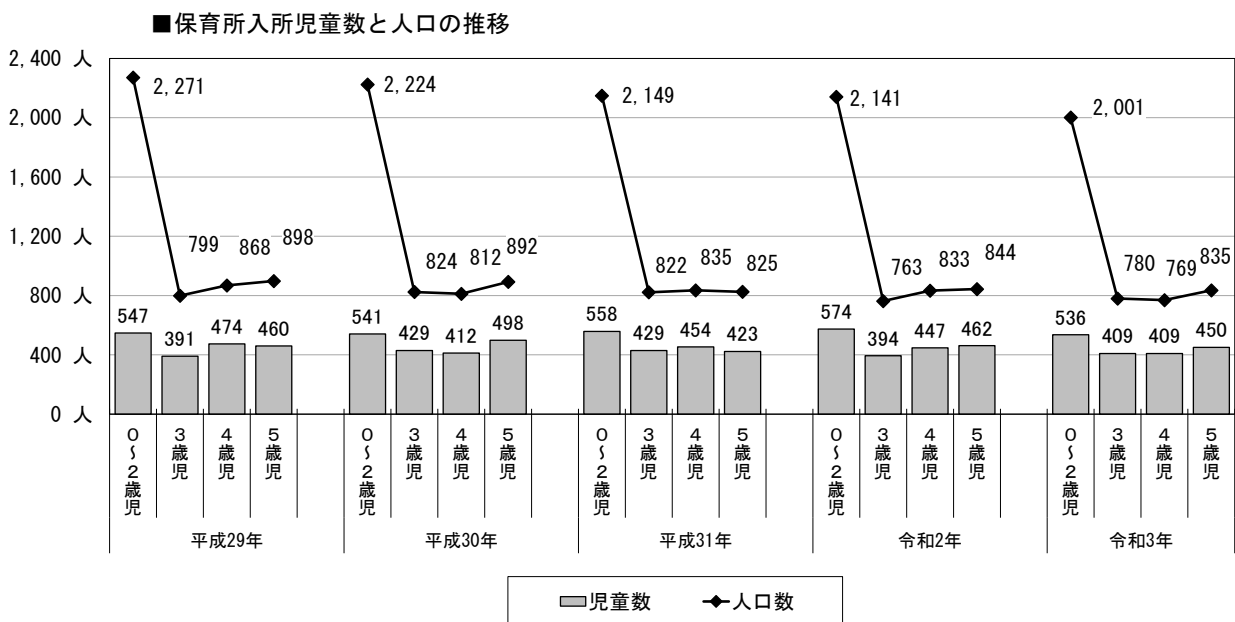
江南市の産業分類別の就業者数に占める女性比率の推移をみると、第一次産業（農業、林業、漁業）は減少を続けていましたが、平成27年(2015年)にはやや増加しています。また、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は減少していますが、第三次産業（サービス業等）は増加しています。



資料：国勢調査

## (3) 保育サービス等の状況

江南市の市立保育所、認定こども園（2号・3号<sup>※2</sup>）の入所児童数の推移をみると、増減を繰り返しながらも1,800人～1,900人で推移しています。また、0～2歳児の人口は減少しているものの、入所児童数は一定であることから、低年齢の子どもを持ちながら働く女性が増えていることがうかがわれます。



資料：保育課（各年4月1日）

※2 2号・3号

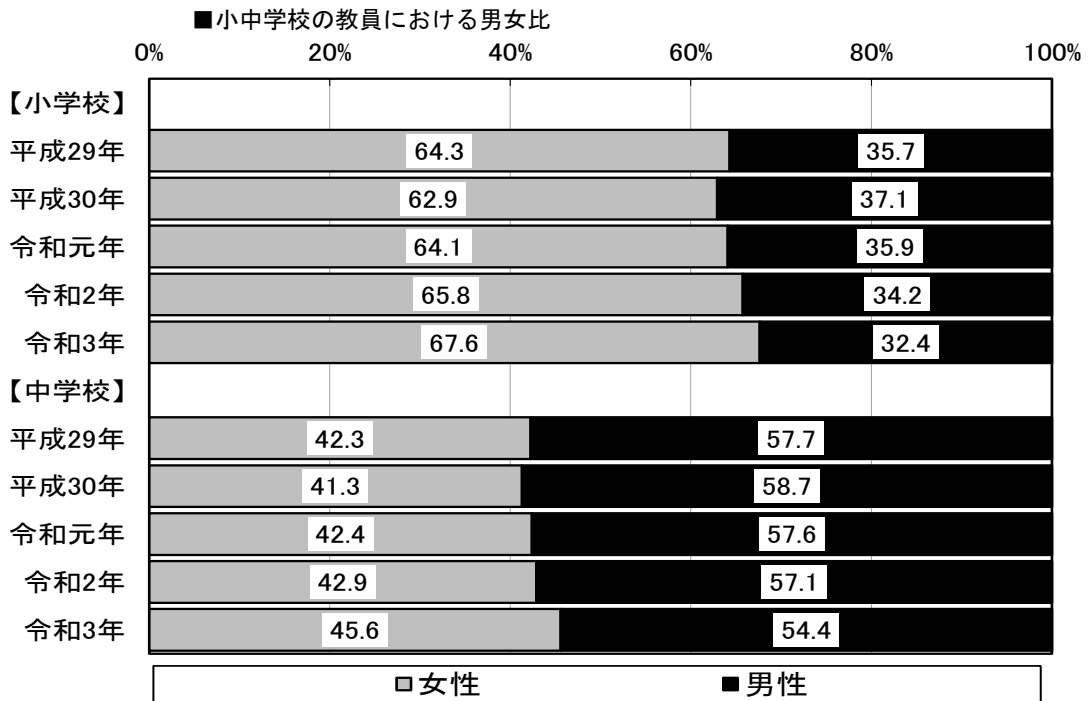
満3歳以上（2号）・未満（3号）で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とするもの。

### 3 各分野における女性の状況

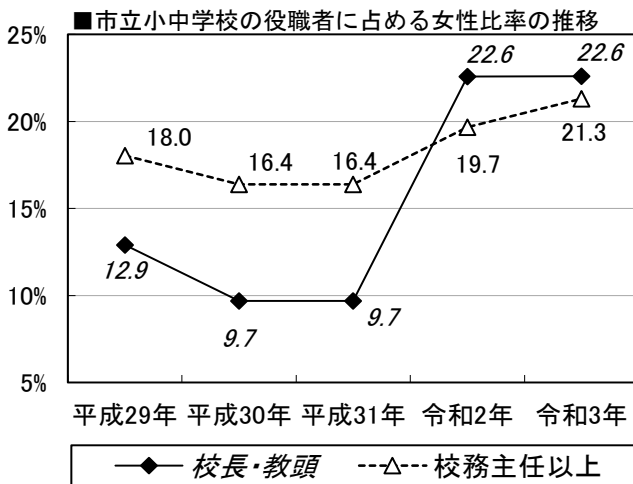
#### (1) 教育現場における男女比の状況

本市の小中学校における教員の男女比をみると、小学校では女性が多く、中学校では男性が多い状況となっています。

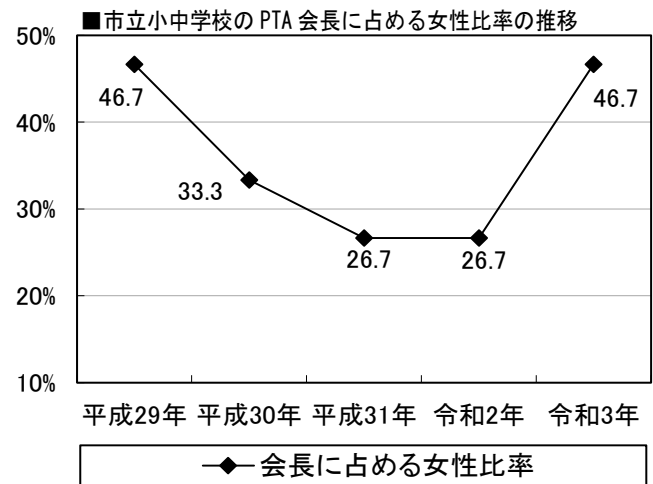
また、本市の市立小中学校の役職者に占める女性比率をみると、校長・教頭に占める女性比率は令和2年(2020年)に10ポイント以上増加し、令和3年(2021年)は横ばいです。校務主任以上に占める女性比率では減少傾向となっていました。令和2年、3年は、やや増加しています。市立小中学校のPTA会長に占める女性比率は、減少傾向でありましたが、令和3年は46.7%と増加しています。



資料：教育課（各年5月1日）



資料：教育課（各年4月1日）

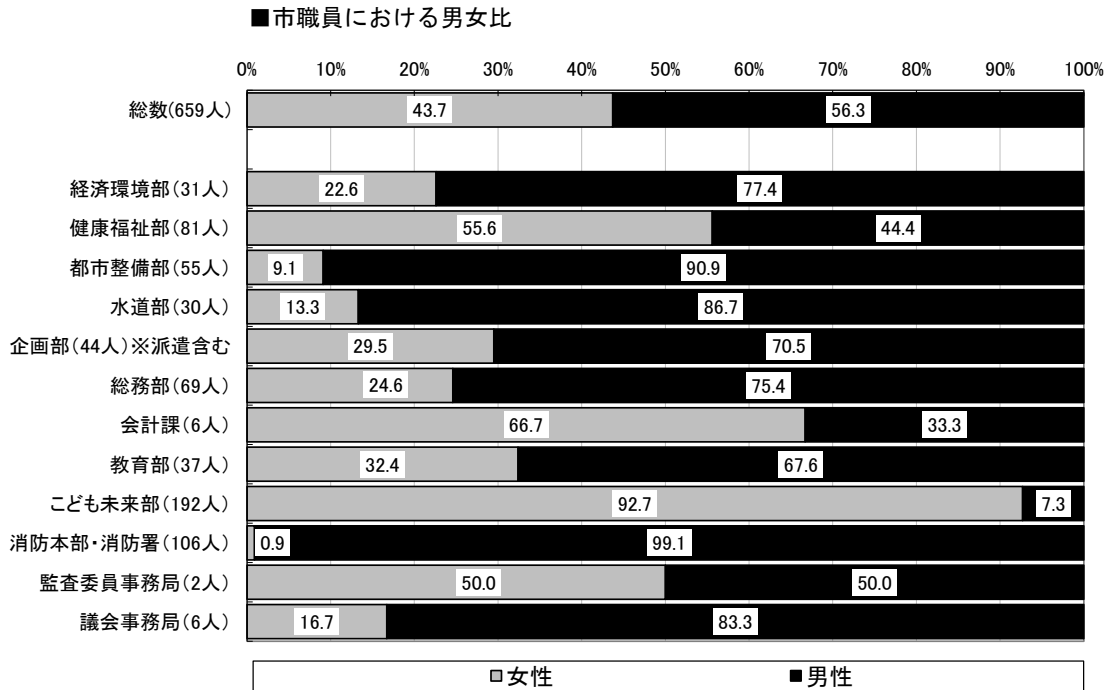


資料：生涯学習課（各年4月1日）

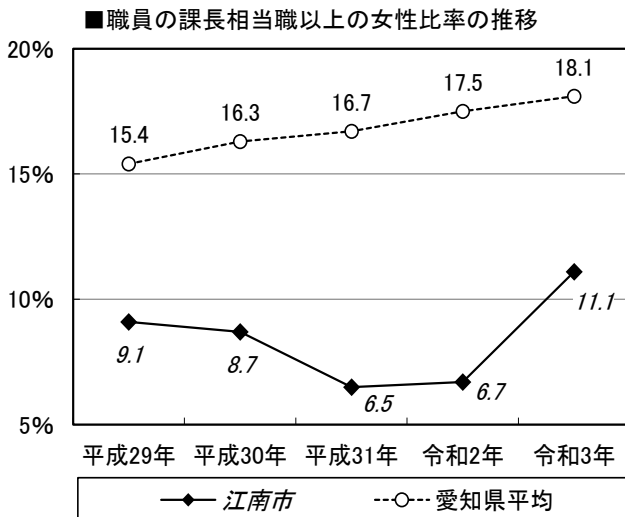
## (2) 市職員・市議会議員の男女比の状況

市職員における男女比をみると、男性が56.3%と女性を上回っています。部署別では、こども未来部、健康福祉部で女性が多くなっています。都市整備部、消防本部・消防署では特に女性が少なくなっています。

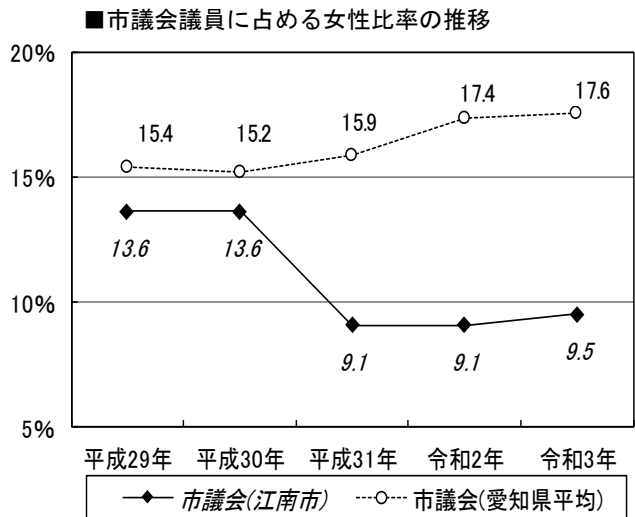
市職員の課長相当職以上に占める女性登用率は、愛知県平均と比べ低くなっています。また、市議会議員も愛知県平均と比べると低くなっています。



資料：秘書政策課（令和3年4月1日）



資料：秘書政策課  
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
(各年4月1日)



資料：議事課、愛知県（各年4月1日）

## 第 3 章 江南市で目指す男女共同参画のすがた

---

## 1 上位計画等における男女共同参画の方向性

本計画の上位計画となる「第6次江南市総合計画」において、男女共同参画分野の方向性は以下のように位置づけられています。

### 「第6次江南市総合計画」における男女共同参画の方向性

#### 【10年後の地域のすがた】

男女共同参画が広く浸透するように、様々なメディアを活用した啓発活動や講座・イベントが開催され、市民に男女共同参画の理念が浸透している。

その結果、男女が互いを尊重し合う気持ちが育まれる環境が整った社会が形成されている。

#### 【全体目標】

- 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野（家庭、地域、職場）で活躍できていると感じる市民の割合

平成29年（2017年） **31.4%** ⇒ 令和9年（2027年）目標 **40.0%**

また、江南市では、平成21年(2009年)12月の議会の議決を経て、平成22年(2010年)2月に男女共同参画都市宣言を行いました。宣言10年を迎えた令和2年(2020年)2月には、女性の視点から住みやすく暮らしやすいまちづくりを目指す目的で、女性議会を開催しました。市全体で男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図っています。

### 江南市男女共同参画都市宣言

木曾川の清流に育まれた、藤の花香る水と緑のまち江南市。この地に住むわたしたちは、男女が互いに尊重し、協力し合うとともに、健やかで安心安全に暮らせるまちを目指し、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは 男女が 互いの人権を尊重し  
思いやりと感謝の心があふれるまちをつくります
1. わたしたちは 男女が その個性と能力を発揮し  
共にいきいきと輝き 心の豊かさを感じるまちをつくります
1. わたしたちは 男女が 家庭 地域 職場において  
共に助け合い 協力することができるまちをつくります



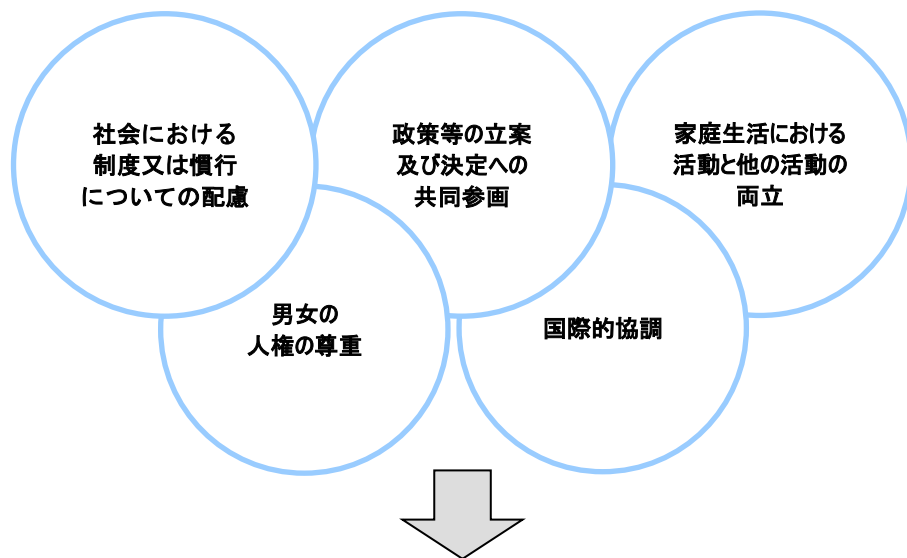
## 2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

江南市においては、男女共同参画社会基本法の5つの理念を基本に置くとともに、「第6次江南市総合計画」や「江南市男女共同参画都市宣言」の内容を踏まえ、本計画においても「第2次こうなん男女共同参画プラン」で掲げていた基本理念を引き続き継承します。性別にかかわらず、人権が尊重され、だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

### 基本理念

【男女共同参画社会基本法の5つの理念】



**だれもがともに  
いきいきと輝き、助け合う  
男女共同参画社会の実現**

だれもがともに、様々な分野で「いきいきと輝き」活動を活性化させ、力を合わせて「助け合う」ことを表しています。

### 3 計画の基本目標

基本理念のもと、目指すべき姿を実現するために、本計画の基本目標を次のとおりとします。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

これまでの社会に存在したジェンダー意識が、様々な場面での選択に影響を及ぼしてきたため、あらゆる人が自らの意志を自由に表現、選択できるよう意識の啓発に努めていきます。また、多様な性についての理解促進を図っていきます。あらゆる機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域、職場などにおいて男女共同参画を進めるための教育・学習を推進します。

#### 基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野で多様な選択ができるまちづくり

地域活動や団体活動において、性別に関わらず、だれもが参加しやすく、多様な意見を活動に反映することができる仕組みが整うよう、団体等へ働きかけを行います。

また、あらゆる分野において、多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

特に、より女性の視点が必要となる防災分野における男女共同参画を推進します。

#### 基本目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

職場において、だれもが個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※3</sup>の考え方の浸透に努めます。

また、それらの環境づくりの基盤となる、保育・子育て支援サービスや介護サービスの充実を図ります。

※3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として、近年重要視されている考え方。

## 基本目標Ⅳ だれもが安心して心豊かに暮らせる家庭・社会づくり

すべての人の人権が尊重される社会をつくるため、ドメスティック・バイオレンス（DV）※<sup>4</sup>等のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。

また、だれもが生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、各年代に応じた健康づくりの意識啓発や活動支援を行います。

さらに、様々な問題を抱えることが多い高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、外国人等についても、支援施策の充実を図ります。

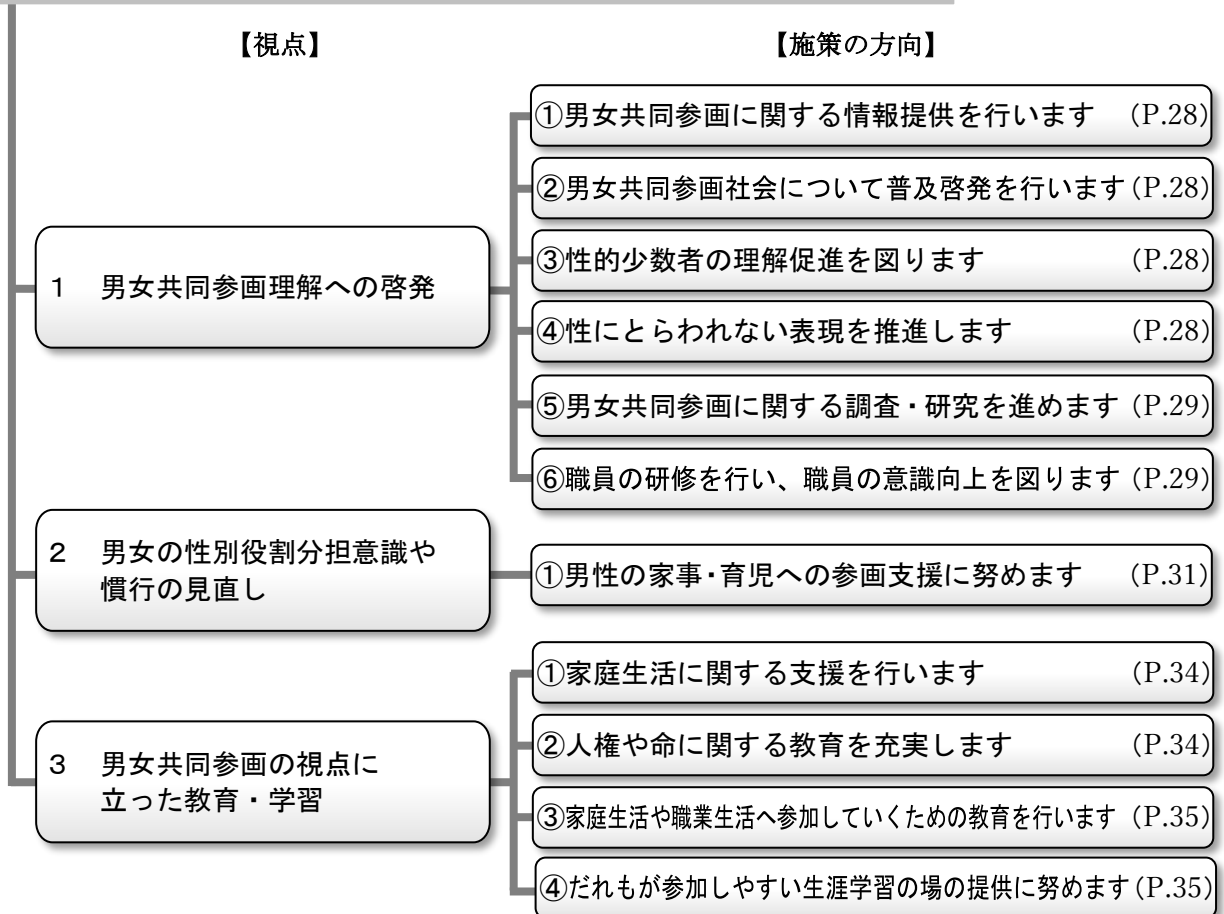
---

※<sup>4</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）

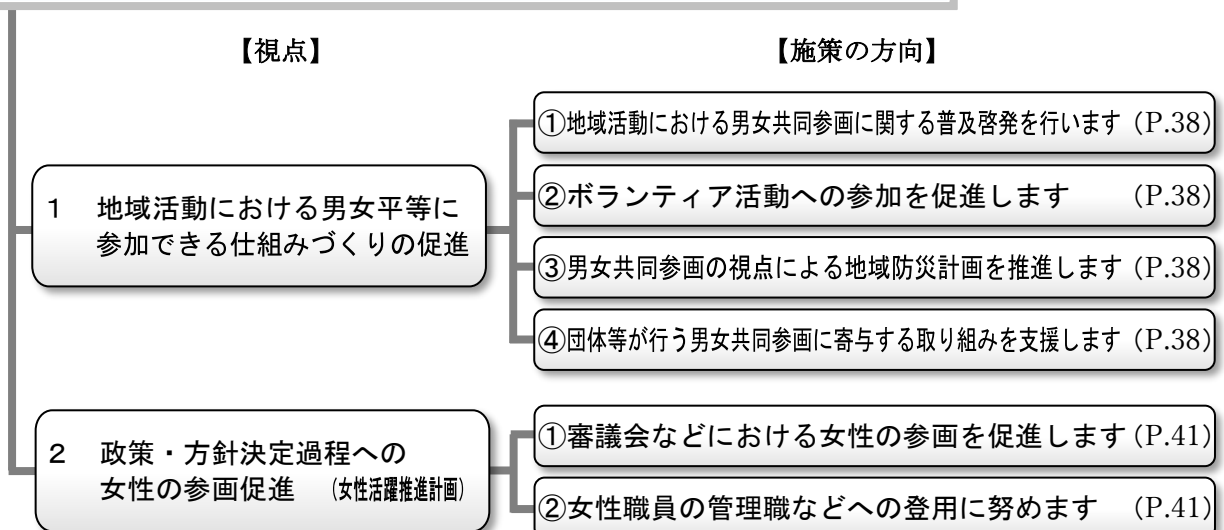
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

## 4 施策の体系

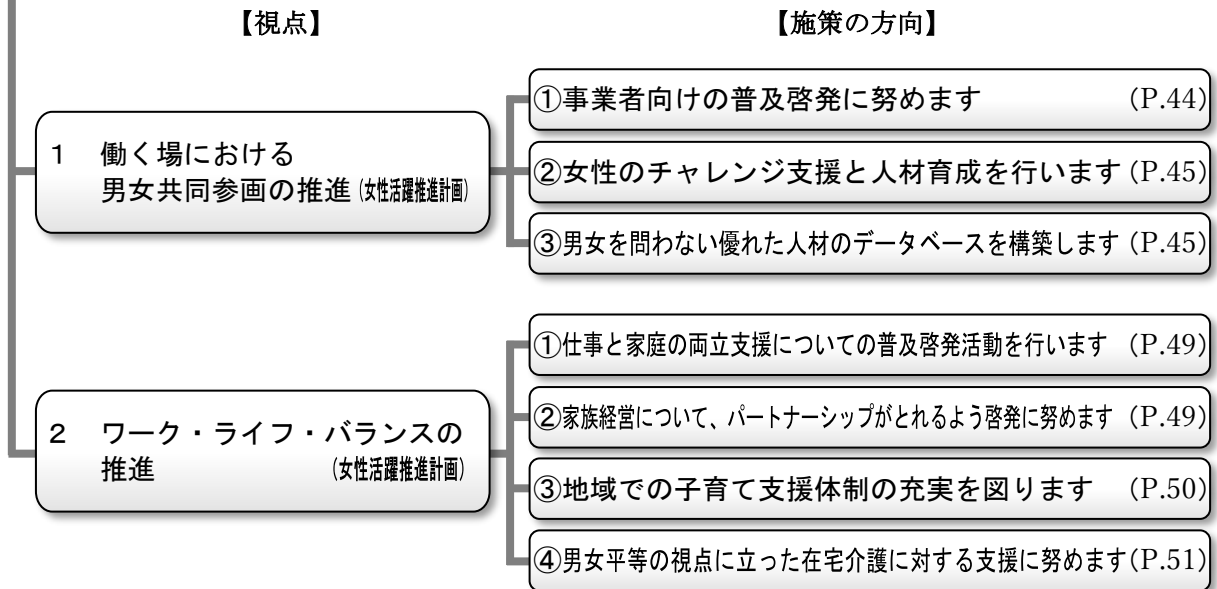
### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり



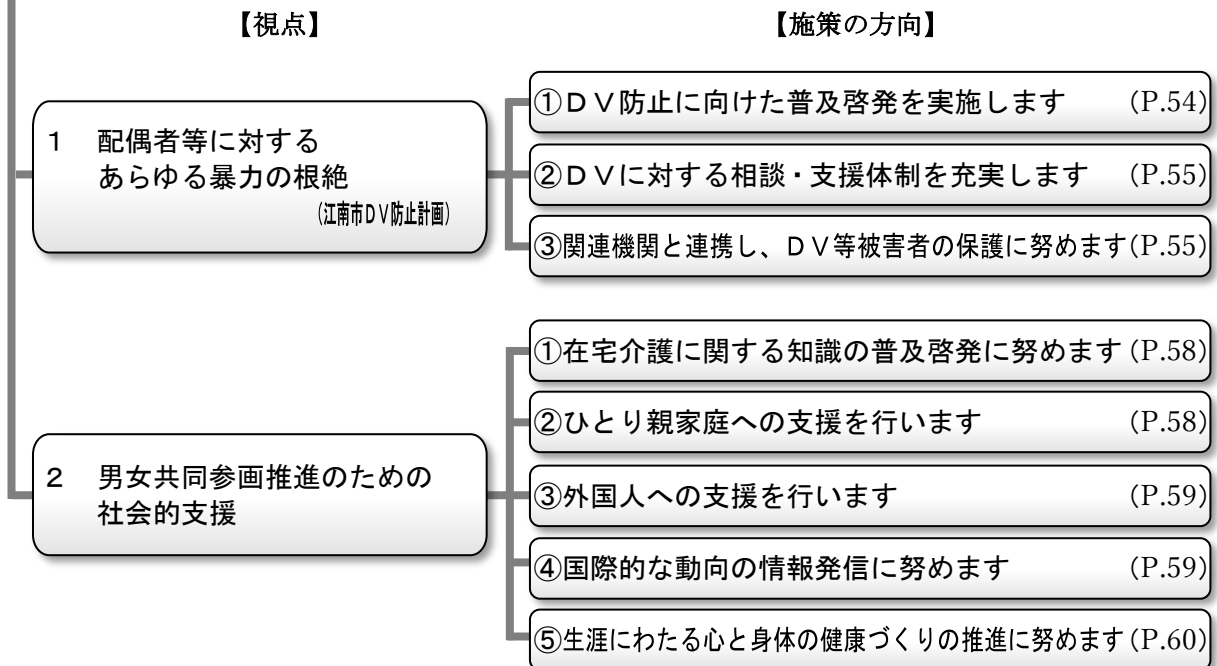
### 基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野で多様な選択ができるまちづくり



### 基本目標Ⅲ 働きやすい環境づくり



### 基本目標Ⅳ だれもが安心して心豊かに暮らせる家庭・社会づくり





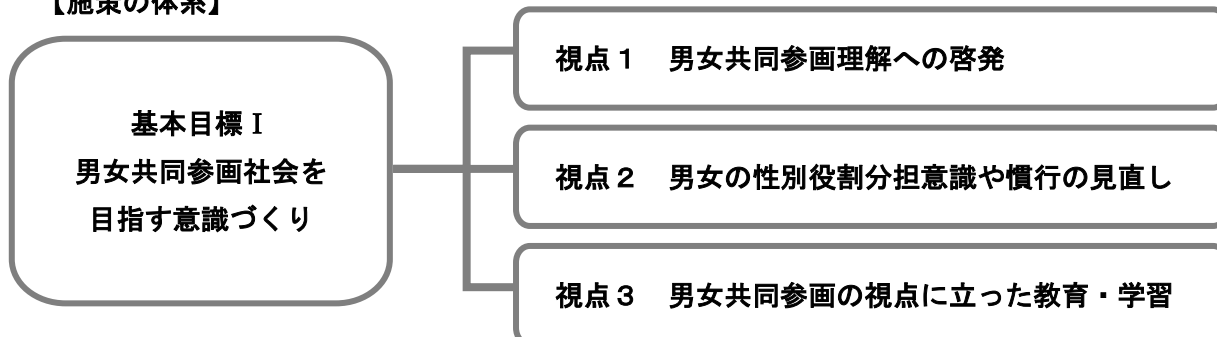
## 第 4 章 施策の展開

---

「具体的施策」に★印がついているものは、計画期間における新規の取り組みを表しています。

## 基本目標 I 男女共同参画社会を目指す意識づくり

### 【施策の体系】



## 視点 1 男女共同参画理解への啓発

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和2年	令和9年	令和13年
男女共同参画セミナーの参加者が男女共同参画の理解が深まったと回答した割合 (%) 【市民サービス課】	男女共同参画の理解を深めることで、男女共同参画社会の実現に向けた啓発につながる。	—	75.0	80.0

### 【関連する SDGs 目標】





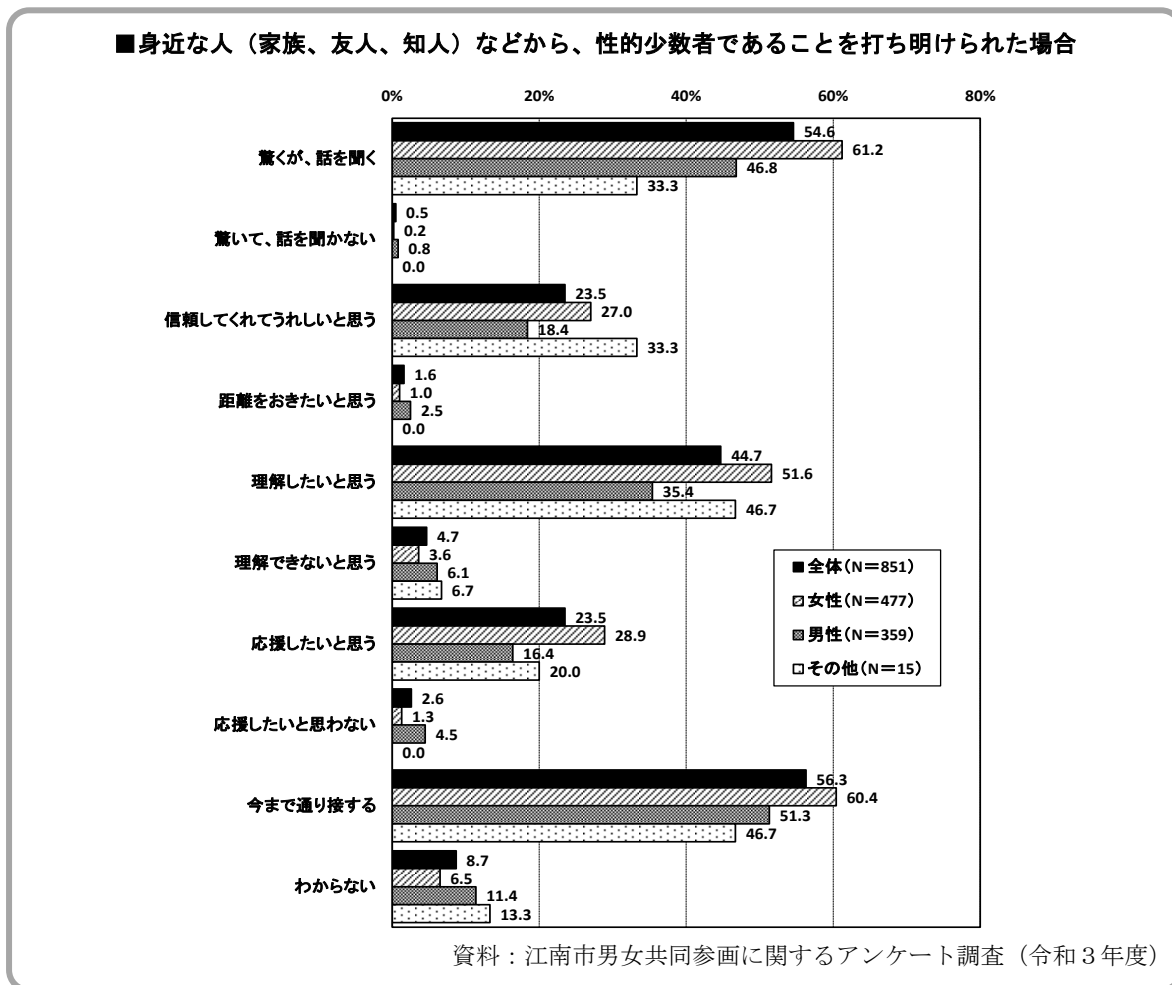
【現状・課題】

江南市では、男女共同参画社会の形成に向け、これまで市ホームページなどでの意識啓発や、セミナー、イベントの開催などによる学習機会の提供を行ってきました。平成22年(2010年)2月に男女共同参画都市宣言を行い、市における男女共同参画社会の理念を綴った宣言文は、学習機会の折に市民が触れることができるよう、意識啓発にも努めてきました。今後も継続して啓発していく必要があります。

性的少数者については、市民意識調査の結果では、もしも身近な人などから、性的少数者であることを打ち明けられた場合、「驚くが、話を聞く」「理解したいと思う」「応援したいと思う」「今まで通り接する」といった性の多様性について受け入れる回答が多くありました。また、性的少数者が生きやすくなるためには、どのような取り組みが必要であるかという質問では、「教育現場での啓発活動」や「社会制度の見直し」が必要と回答した割合が高くなっています。

このことから、市民向けセミナーやチラシ等で性的少数者の情報提供を行い、小中学校においては、人権教育の中で多様な性に関する周知啓発に努めていきます。また、制度の見直しについては、社会動向の把握をするとともに、市独自制度の構築について調査等を行います。

\* グラフの中の“N”は、各設問に該当する回答者総数を表します。



### 施策の方向

#### ① 男女共同参画に関する情報提供を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
1	男女共同参画に関する記事の掲載及びパンフレットの配布	ホームページ等の活用やパンフレットを作成、配布し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	市民サービス課
2	男女共同参画に関する学習機会（セミナー等）の提供、及びイベントの実施（男女共同参画市民フェスタ）	男女共同参画について学習し、理解を深められるよう、セミナーやイベントを開催します。	市民サービス課

### 施策の方向

#### ② 男女共同参画社会について普及啓発を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
3	男女共同参画都市宣言の啓発	「江南市男女共同参画都市宣言文」の主旨について、理解を深められるよう普及啓発を行います。	市民サービス課

### 施策の方向

#### ③ 性的少数者の理解促進を図ります。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
4	★性的少数者に関する学習機会（セミナー・講演会等）の提供	性的少数者について学習し、理解を深められるよう、セミナー等を開催します。	市民サービス課

### 施策の方向

#### ④ 性にとらわれない表現を推進します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
5	性別にとらわれない表現の推進	広報作成の過程で性別にとらわれない表現となっているかチェックを行います。	地方創生推進課

### 施策の方向

#### ⑤ 男女共同参画に関する調査・研究を進めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
6	男女共同参画に関する書籍・DVD等の収集・貸与	男女共同参画に関する書籍、AV資料等を整備し、広く市民に提供します。	市民サービス課
7	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に関して、市民の実態に即した施策を実行するため、アンケート調査を実施し、市民の意識や現状、ニーズの把握に努めます。	市民サービス課

### 施策の方向

#### ⑥ 職員の研修を行い、職員の意識向上を図ります。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
8	男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画の理念を理解し、職場の意識改革につなげるため、職員を対象とした研修を実施します。	秘書政策課
9	男女共同参画に関する研修への職員の派遣	市における女性リーダーの育成に向けて、マネジメント研修へ女性職員を派遣し、人材育成を図ります。	秘書政策課

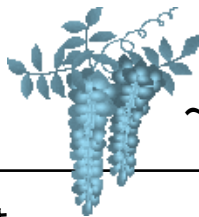
## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- 積極的に男女共同参画セミナー、イベント等に参加する。
- 男女共同参画都市宣言文の主旨を理解し、生活につなげる。
- 積極的に性的少数者に関する学習機会に参加する。
- 男女共同参画に関する書籍、DVDを活用し、男女共同参画に関する理解を深める。

#### 地域は…

- 男女共同参画都市宣言文の主旨を理解した地域社会となる。

#### 企業は…

- 男女共同参画都市宣言文の主旨を理解した職場をつくる。

## 視点 2 男女の性別役割分担意識や慣行の見直し

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和2年	令和9年	令和13年
家庭生活自立講座の参加者が男女共同参画の理解が深まったと回答した割合（％） 【市民サービス課】	男女共同参画の理解を深めることで、男性の家事や育児の参画に向けた啓発につながる。	—	75.0	80.0

### 【関連する SDGs 目標】

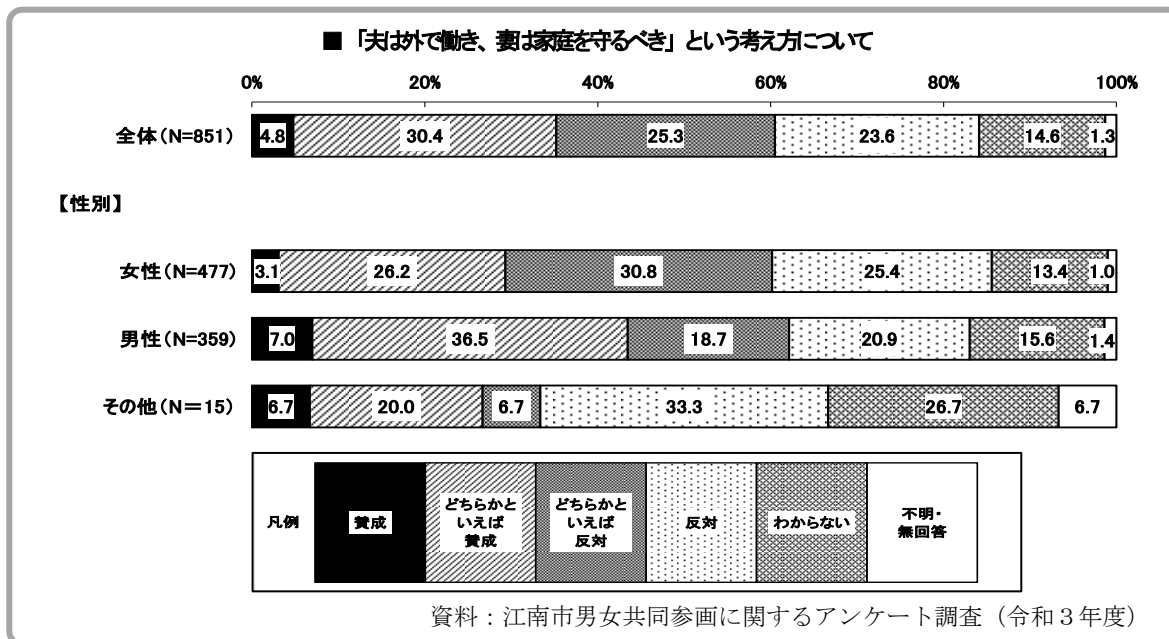


### 【現状・課題】

市民意識調査の結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、反対 48.9%と賛成 35.2%を上回っています。10 年前に実施した市民意識調査の結果と比較すると、反対 37.5%、賛成 46.9%と少しずつ意識に変化があるものの、依然として固定的な役割分担意識が残っています。だれもが柔軟に、自由にライフスタイルを選択できるようにするためには、より一層、ジェンダー<sup>※5</sup>に敏感な視点を定着させ、男女共同参画に関する意識啓発を進めていく必要があります。

※5 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。



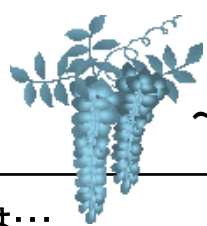
第4章

施策の方向

① 男性の家事・育児への参画支援に努めます。

具体的施策	施策の実施内容	担当課
10 家庭生活自立講座の開催	男性が家事や育児に積極的に関わるようにするため、講座を開催します。	市民サービス課
11 「江南のイクメン <sup>※6</sup> 集まれ！」の開催(男性の子育て参加の促進)	男性を対象とした育児の情報提供、情報交換の場としての機会を提供します。	こども政策課

- 基本目標 I
- 基本目標 II
- 基本目標 III
- 基本目標 IV



～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

市民は…

- 積極的に家庭生活自立講座に参加する。
- 男性は積極的に楽しんで育児をする。

※6 イクメン  
子育てを積極的に楽しみ、自分自身も成長する父親のこと。

## 視点 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和2年	令和9年	令和13年
人権教室の開催数(回) 【市民サービス課】	幼児期から人権教育を受けることで、人権の意識づくりができる。	17	18	19

### 【関連するSDGs目標】



## 第4章

### 基本目標 I

### 基本目標 II

### 基本目標 III

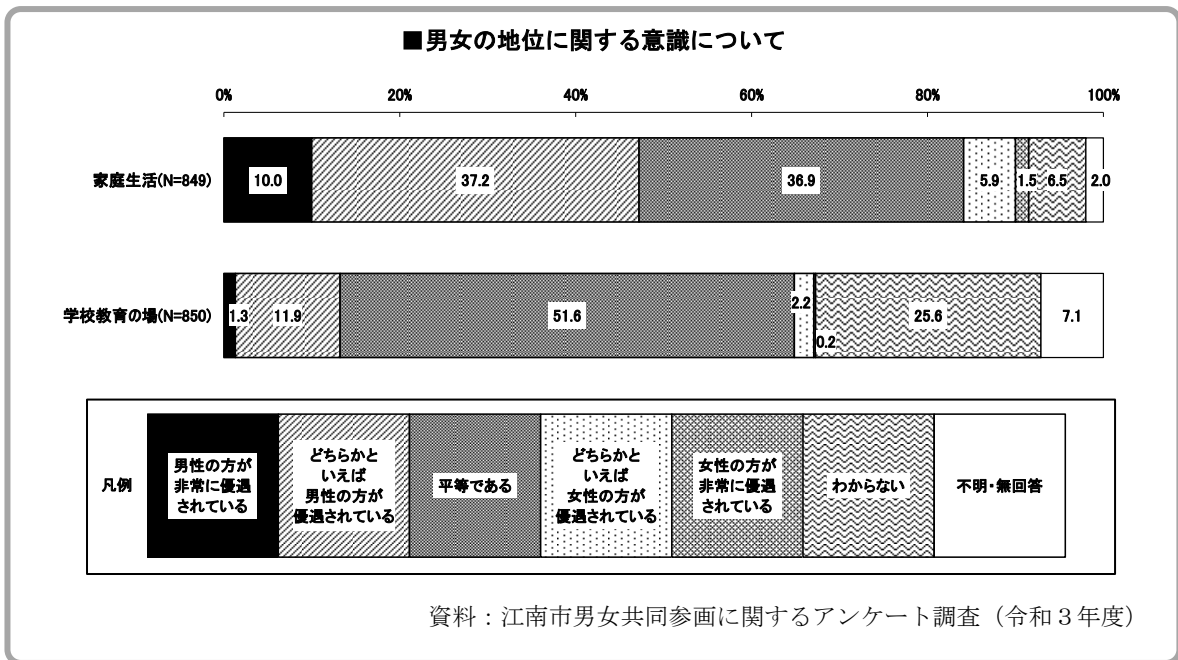
### 基本目標 IV

**【現状・課題】**

江南市の保育園、小中学校では、活動の中で性別にとらわれない考え方や行動ができるような視点を持った保育、教育を進めています。また、保育園及び小中学校で人を思いやることの大切さや人権を守ることの大切さを学ぶ「人権教室」、小中学校では命の大切さや人権の尊重などについて学ぶ「いのちの教育」を、学校教育活動全体を通じて進めています。

市民意識調査の結果では、家庭生活の場の男女の地位については、47.2%が「男性が優遇されている」、7.4%が「女性が優遇されている」と回答しており、「男性が優遇されている」と「女性が優遇されている」の割合には39.8ポイントの大きな差がみられます。一方、学校教育の場の男女の地位について、51.6%が「平等である」と回答しており、平等感が高い分野となっています。次代を担う子どもたちにとって、家庭生活の場が学校教育の場と同様に、性別にとらわれない環境が整っていることが重要です。子どもたちが互いに思いやる家庭生活の中で育ち、学び、自由に職業を選ぶことができるよう、幼少期から男女共同参画の視点に立った教育を推進することが必要です。

また、性別に関わらない意識づくりの一環として、全小中学校では児童生徒の名簿は男女混合名簿を使用したり、中学校の制服の選択制の導入に向けて検討されるなど、ここ数年間でも変化が見られます。引き続き、多様性に応じた環境を整える必要があります。



第4章

基本目標 I

基本目標 II

基本目標 III

基本目標 IV

## 施策の方向

### ① 家庭生活に関する支援を行います。

	具体的施策	施策の実施内容	担当課
12	各種教室等における啓発（ハッピーパパママ教室）	教室を通じ、父母が主体的に子育てに参加できるよう、情報提供や啓発を行います。	健康づくり課
	各種教室等における啓発（お母さん教室・親子ふれあい遊び講座・子育て講演会・子育て講座）	各種教室、講演会を通じて、家庭生活における育児の情報提供を行います。	こども政策課
	各種教室等における啓発（家庭教育地域活動推進事業）	家庭教育地域活動推進事業を通じて、家庭生活における男女共同参画について、情報提供や啓発を行います。	生涯学習課

## 第4章

## 施策の方向

### ② 人権や命に関する教育を充実します。

	具体的施策	施策の実施内容	担当課
13	★保育園・小中学校における人権教育の実施	人権教室を通じて、児童生徒への人権教育を実施します。また、人権擁護委員等の協力によりわかりやすい教育の実施に努めます。	市民サービス課
	小中学校における人権教育の実施	人権ビデオの鑑賞等を通して、児童生徒への人権教育を実施します。さらに、児童生徒のメディア・リテラシー <sup>※7</sup> の向上を図ります。	生涯学習課
14	小中学校における「いのちの教育」の実施	学校教育活動全般を通じて、児童生徒の生命を大切にする心や思いやる心を育成します。また、いじめや自殺予防の観点を含めて自己及び他者の個性を尊重する意識を育成します。	教育課
15	発達段階を踏まえた性に関する指導の充実	社会情勢や各小中学校の実情、児童生徒の発達段階に合わせた、性に関する指導を実施します。	教育課

※7 メディア・リテラシー

メディアの特性や利用方法を理解して自分の考えを発信するとともに、メディアから得られる情報を取捨選択して活用できる能力のこと。



## 施策の方向

### ③ 家庭生活や職業生活へ参加していくための教育を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
16	小中学校における家庭科教育の実施	小学校5、6年及び中学校の家庭教育において、「家庭や家族の基本的な機能」や「家庭と地域の関わり」などに関する学習を実施します。	教育課
17	キャリア教育 <sup>※8</sup> の推進	多様な進路選択が可能であることへの意識を高める進路指導やキャリア教育に努めます。	教育課

## 施策の方向

### ④ だれもが参加しやすい生涯学習の場の提供に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
18	生涯学習活動への参加促進	だれもが生涯学習活動に参加できるよう、情報提供を行います。	生涯学習課
19	託児ボランティアへの依頼	育児期でも学習機会が得られるように、各種生涯学習活動や講演会等の際に、有償ボランティアによる託児を実施します。	こども政策課



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- 妊娠・出産期の心身の状況を理解することができ、子育てをはじめ、家庭生活で支え合う意識をはぐくみ、役割分担を考えることができる。
- 育児に積極的に向き合えるようになる。

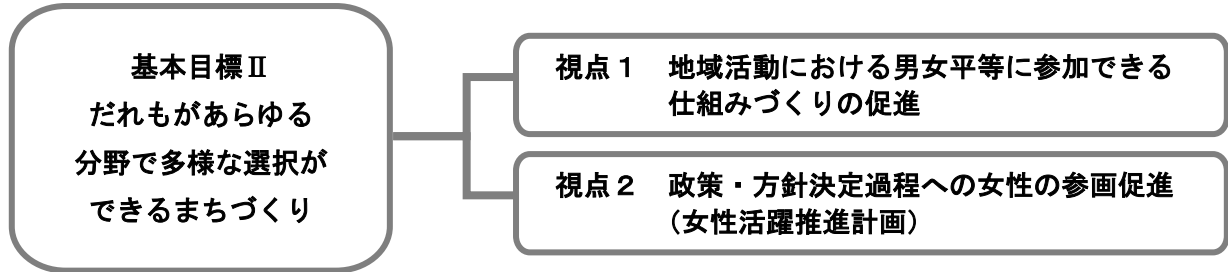
#### 地域は…

- 子育て世帯が孤立しないよう、シニア世代や子育て経験者を活用し、地域とのつながりがもてるよう、声かけなど地域での見守り体制を構築する。

※8 キャリア教育  
勤労観及び職業観を育てる教育のこと。

## 基本目標 II だれもがあらゆる分野で多様な選択ができるまちづくり

### 【施策の体系】



### 視点 1 地域活動における男女平等に参加できる仕組みづくりの促進

#### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和3年	令和9年	令和13年
区長・町総代に占める女性の割合 (%) 【地方創生推進課】	女性が積極的に地域活動に参加することで、多様な意見を地域社会に反映することができる。	6.6	8.7	10.0
NPO・ボランティア団体数 (団体) 【地方創生推進課】	積極的に市民活動に参加することで、多様な意見を地域社会に反映することができる。	144	150	154

#### 【関連する SDGs 目標】



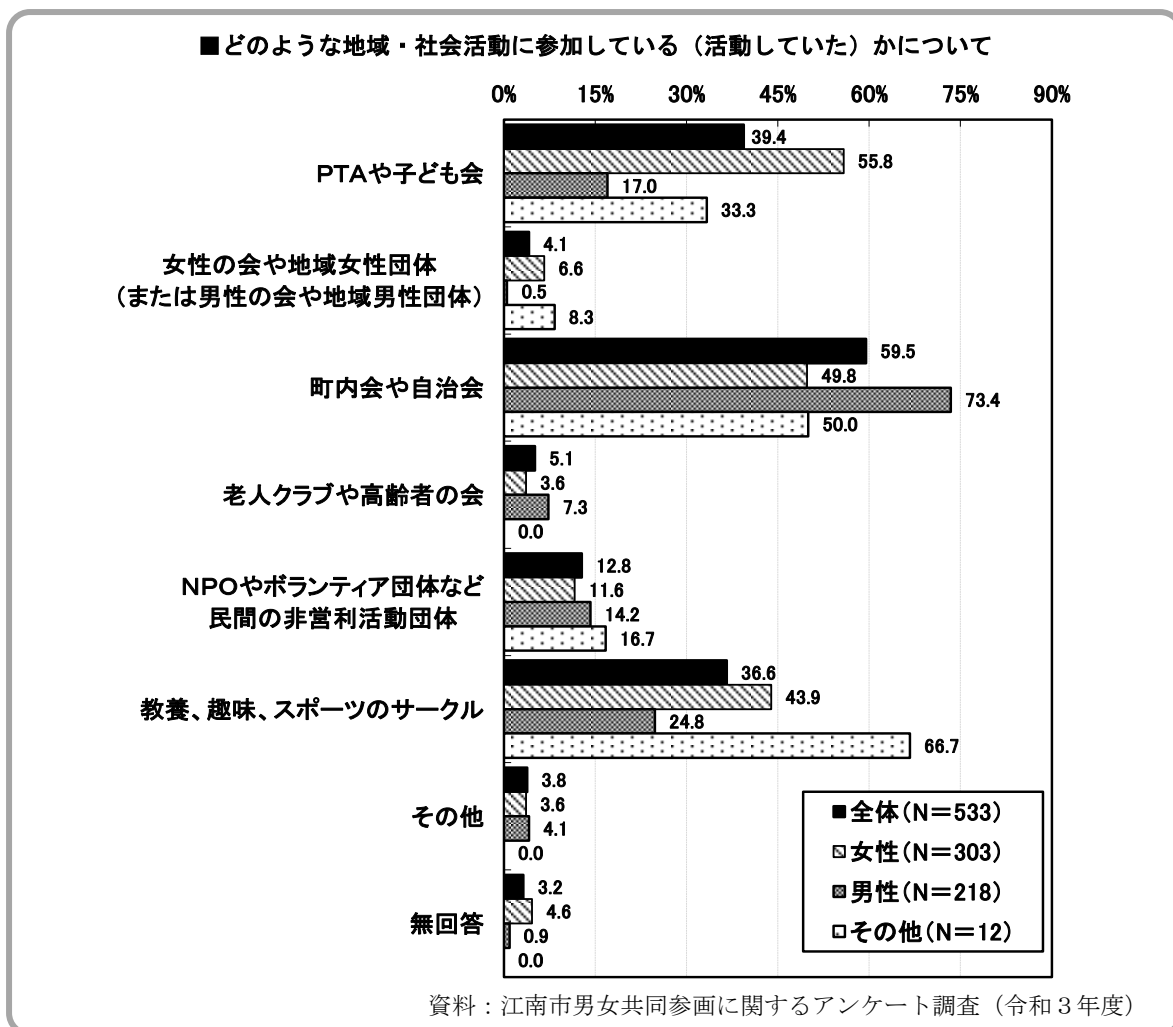
【現状・課題】

男女共同参画社会を実現するためには、地域活動や団体活動において性別に関わらず、だれもが参加しやすい仕組みをつくり、すべての人の意見が尊重されることが必要です。

市民意識調査の結果では、地域・社会活動の参加について、PTAや子ども会では女性が多く、町内会や自治会では男性が多いという結果が出ています。性別に関わらず参加することは、様々な視点を取り込むこととなり、活動の活性化へとつながります。依然として、区長・町総代に占める女性の割合は低いことから、引き続き、団体、組織の方針決定過程においても女性の参画を進めていくことが必要です。

また、女性の視点に立った防災対策を強化していくことが必要です。防災分野も多様な視点が必要となります。防災会議において様々な分野の有識者に協力要請し、女性の視点を生かした環境の整備を行う必要があります。行政は、地域災害対応力強化のため、平常時から男女共同参画担当部局、防災担当部局が連携して体制を整えていく必要があります。

男女共同参画を市民と行政との協働で進めていくためには、女性団体等の育成に力を入れていく必要もあります。現在は県が実施するセミナー等へ市民を派遣し、リーダーとして活躍できる女性の人材育成を進めていますが、その後の活動等を支援していく必要があります。



### 施策の方向

- ① 地域活動における男女共同参画に関する普及啓発を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
20	区・町内会運営への男女共同参画の促進	区・町内会において「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」で規定する基本原則の一つである「平等の原則」に即した運営を行うように促します。	地方創生推進課
21	小中学校PTA活動への男女共同参画の促進	性別に関わらず、PTA活動へ積極的に参加できるように働きかけに努めます。	生涯学習課

### 施策の方向

- ② ボランティア活動への参加を促進します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
22	ボランティア活動等における男女共同参画の推進	NPO・ボランティア活動の推進において、性別を前提とせず、一人ひとりの力を生かすことができる講座、セミナー等を開催します。	地方創生推進課

### 施策の方向

- ③ 男女共同参画の視点による地域防災計画を推進します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
23	★女性の視点に立った防災対策の推進	防災会議へ様々な分野の有識者の参加を図るとともに、女性防災要員を起用し、女性の視点からの意見を反映します。また避難所備蓄用品として女性用品の整備を行います。	防災安全課

### 施策の方向

- ④ 団体等が行う男女共同参画に寄与する取り組みを支援します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
24	女性団体への支援	男女共同参画推進に寄与する活動を行う女性団体への支援を行うとともに、団体間のネットワークを強化します。	市民サービス課



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- 地域活動等において、性別に関わりなくそれぞれの役割を担う。
- ボランティア活動において、性別に関わりなくそれぞれの役割を担う。

#### 地域は…

- 地域団体等における、会長や役員選出について、女性を積極的に登用する。
- NPO・ボランティア団体等について、すべての人に積極的な参加を促し、多数の意見を取り入れられるようにする。

## 視点 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進（女性活躍推進計画）

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値		
		令和3年	令和9年	令和13年
審議会等における女性委員の比率（％） 【市民サービス課】	女性が政策決定の場へ参画することで、多様な意見を行政に反映することができる。	26.0	37.0	40.0
主査級以上の役職者に占める女性職員の割合（％） 【秘書政策課】	女性職員の持つ個性や能力を十分に発揮させることができる。	31.0	35.0	40.0

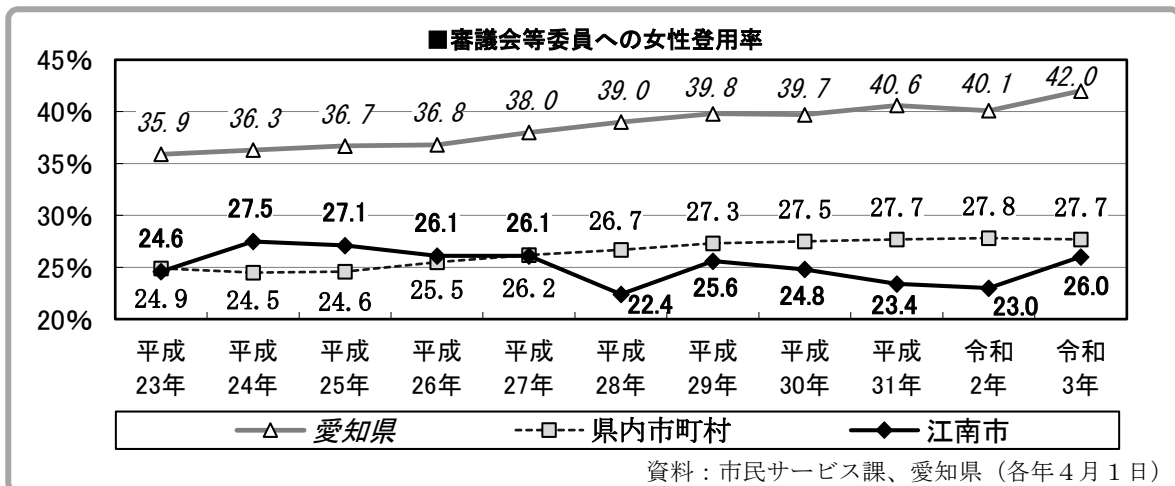
### 【関連する SDGs 目標】



### 【現状・課題】

国では、市町村の審議会等委員に占める女性の割合を、令和7年(2025年)までに40%以上、60%以下とする成果目標を掲げています。江南市の審議会等委員への女性登用率は令和3年(2021年)4月時点で26.0%となっており、愛知県と比較しても、その割合は低い水準のまま推移しています。

また、江南市等特定事業主行動計画では、主査級以上の役職者に占める女性職員の割合を令和7年度までに35%以上とする目標を掲げており、令和3年4月時点の割合は31.0%となっています。過去5年間は30%前後に止まっていることから、女性の参画が未だ十分と言えない状況です。市の施策に様々な発想を取り入れることができるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていく必要があります。



### 施策の方向

#### ① 審議会などにおける女性の参画を促進します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
25	女性のいない審議会などの解消と審議会などにおける女性委員比率の向上	女性委員比率の調査を行います。審議会、委員会などに女性が参画するよう庁内所管課への働きかけを行います。	市民サービス課

### 施策の方向

#### ② 女性職員の管理職などへの登用に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
26	女性職員の管理職などへの登用促進	個々の能力に応じ管理職などへの登用を進めるとともに、性別による職務の偏りを改善するよう職域の拡大を促進します。	秘書政策課

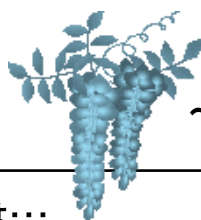
## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV



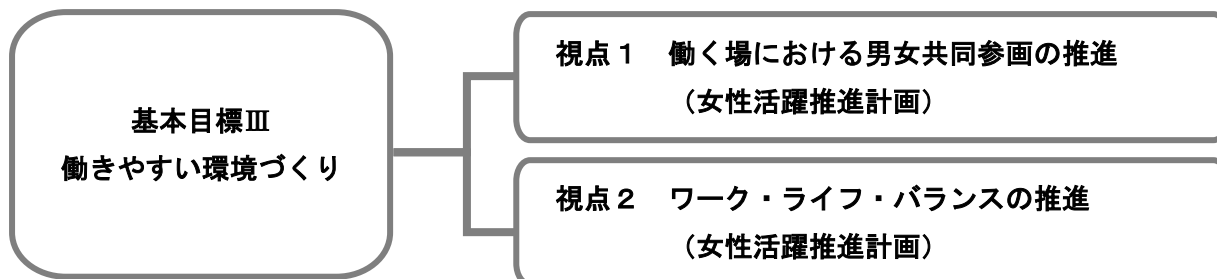
～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

市民は…

- 女性は積極的に行政の審議会、委員会等へ参画する。

## 基本目標 III 働きやすい環境づくり

### 【施策の体系】



### 視点 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)

#### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和2年	令和9年	令和13年
セクシュアル・ハラスメント※ <sup>9</sup> 防止に関する研修の実施回数(回) 【秘書政策課】	継続的に開催することよりセクシュアル・ハラスメントに関する周知徹底を図ることができる。	1	1	1

#### 【関連する SDGs 目標】



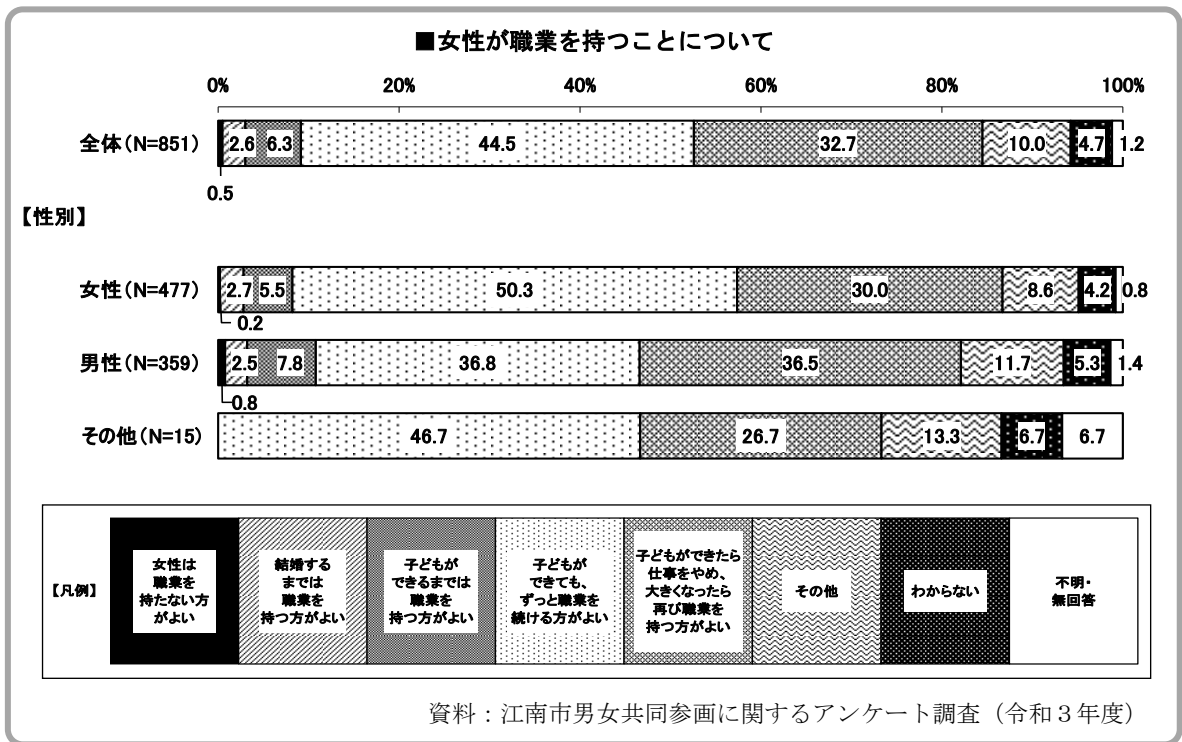
※<sup>9</sup> セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)  
他の者を不快にさせる性的ないやがらせのこと。



**【現状・課題】**

現在、職場では様々なハラスメントが問題となっています。そのうちセクシュアル・ハラスメントについて行った市民意識調査の結果によると、女性の28.7%、男性の6.9%が「自分が直接経験したことがある」と回答しており、10年前に実施した市民意識調査の結果と比較すると、男女ともに経験した割合が高くなっています。その対策としては「事業主がセクシュアル・ハラスメント防止の啓発に取り組むことが必要」と回答した割合が最も高く、職場、企業において正しい理解を促し、防止対策を講じていく必要があります。

また、市民意識調査の結果によると、女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と多くの方が答えています。家庭と仕事を両立させたいと思う女性や、子育てや介護等で仕事をいったん中断した女性が、働くことを希望した時に女性が望むかたちで働くことができる支援策を充実させていく必要があります。



**第4章**

基本目標 I

基本目標 II

基本目標 III

基本目標 IV

## 施策の方向

### ① 事業者向けの普及啓発に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
27	職場において男女共同参画を促進するための情報提供	パンフレット等を活用し、企業における男女共同参画について制度等の普及、意識啓発に努めます。	商工観光課
28	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発	企業に対するパンフレット等の配布を通じて、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を行います。	商工観光課
29	★女性の活躍促進宣言及びあいち女性輝きカンパニー※ <sup>10</sup> に関する情報提供と啓発	愛知県が実施している女性の活躍促進宣言及びあいち女性輝きカンパニーの制度内容を企業へ情報提供し、女性の活躍に対する取り組みを推進します。	商工観光課
30	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施	庁内において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	秘書政策課

## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV

#### ※<sup>10</sup> あいち女性輝きカンパニー

県内に本社または事業所を置く企業・団体等を対象に、女性の活躍促進に向けてワーク・ライフ・バランスの推進など取り組みを行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として愛知県が認証する制度のこと。

## 施策の方向

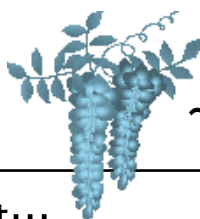
### ② 女性のチャレンジ支援と人材育成を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
31	再就職に関する情報提供	出産、育児、介護で退職し、再就職を希望する女性に対してパンフレット等を活用し、情報提供を行います。	商工観光課
32	江南ワーキングステーション <sup>※11</sup> の普及啓発	職業相談、職業紹介等を実施し、求職者への支援を行います。	商工観光課
33	女性の能力開発に向けた学習機会の提供	女性の能力開発や就職に向けた学習機会を提供します。また、パンフレット等の配布を通じて、啓発と周知に努めます。	商工観光課 市民サービス課
34	男女共同参画に関する研修会やセミナーへの派遣	愛知県が実施する男女共同参画人材育成セミナーや女性教育指導者研修会等へ市民を派遣し、活躍できる女性の人材を育成します。	市民サービス課

## 施策の方向

### ③ 男女を問わない優れた人材のデータベースを構築します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
35	男女を問わない優れた人材のデータベース構築、人材発掘の推進	様々な分野における市内外の男女の人材情報を整備します。また、個人情報に配慮しながら情報の活用に努めます。	生涯学習課



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- セクシュアル・ハラスメントについて正しい認識を持つ。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの能力を生かした人生設計をつくる。

#### 企業は…

- だれもが働きやすく、活躍できる職場環境をつくる。

※11 江南ワーキングステーション

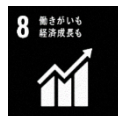
公共職業安定所がない市町村に設置される「ふるさとハローワーク（地域職業相談室）」として江南市に設置されている職業相談・職業紹介などを行う場。

## 視点 2 ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
			令和9年	令和13年
市内の愛知県ファミリー・フレンドリー企業※12登録制度への加入企業数（社） 【商工観光課】	市内企業において子育て支援や男女共同参画の機運が高まる。	20 (令和3年)	25	25
市男性職員の育児休業取得率（%） 【秘書政策課】	男性職員の育児参加を促進することができる。	8.3 (令和2年)	13.0	30.0

### 【関連する SDGs 目標】



## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV

※12 ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。

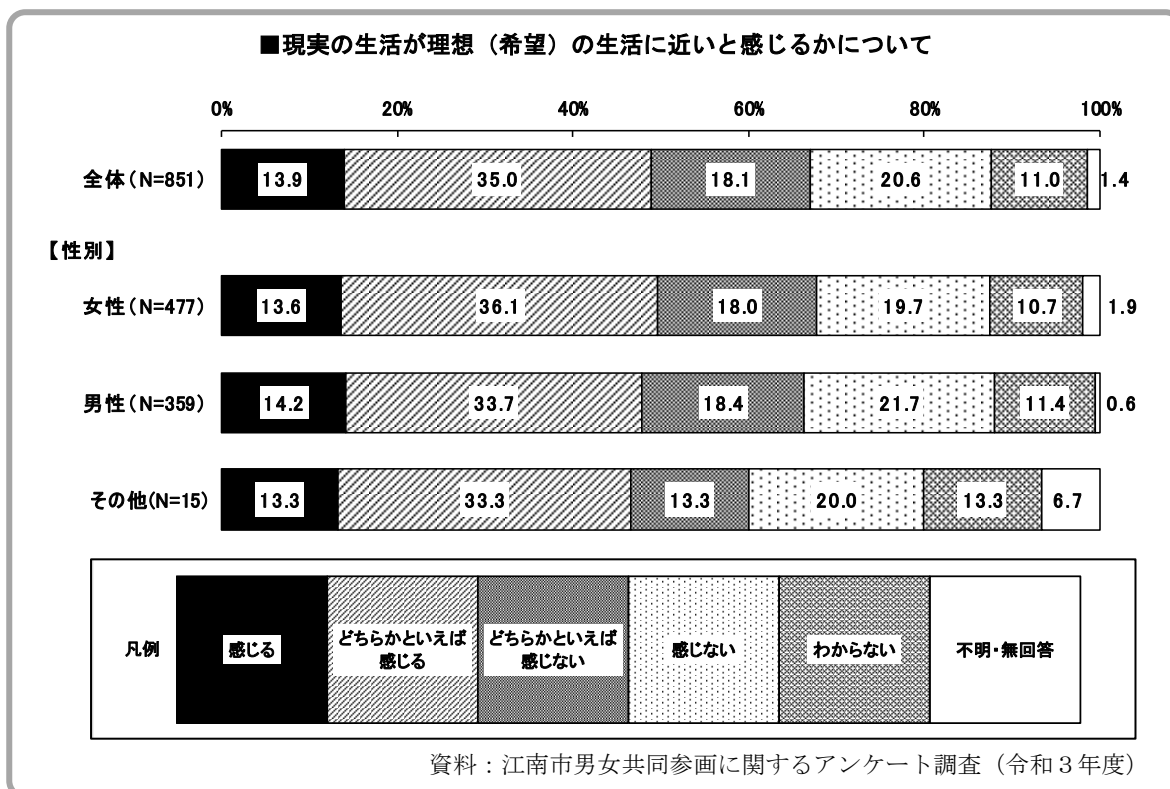
【現状・課題】

すべての人が家庭や仕事、個人の生活のバランスを保って生活することは、男女共同参画社会の形成につながっていきます。

市民意識調査の結果においては、仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスについて、現実の生活が理想（希望）の生活に近いと感じるかとの問いについては、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合は全体では48.9%となっており、男性では家庭生活や地域・個人の生活よりも仕事が優先される生活となる傾向が依然としてあります。

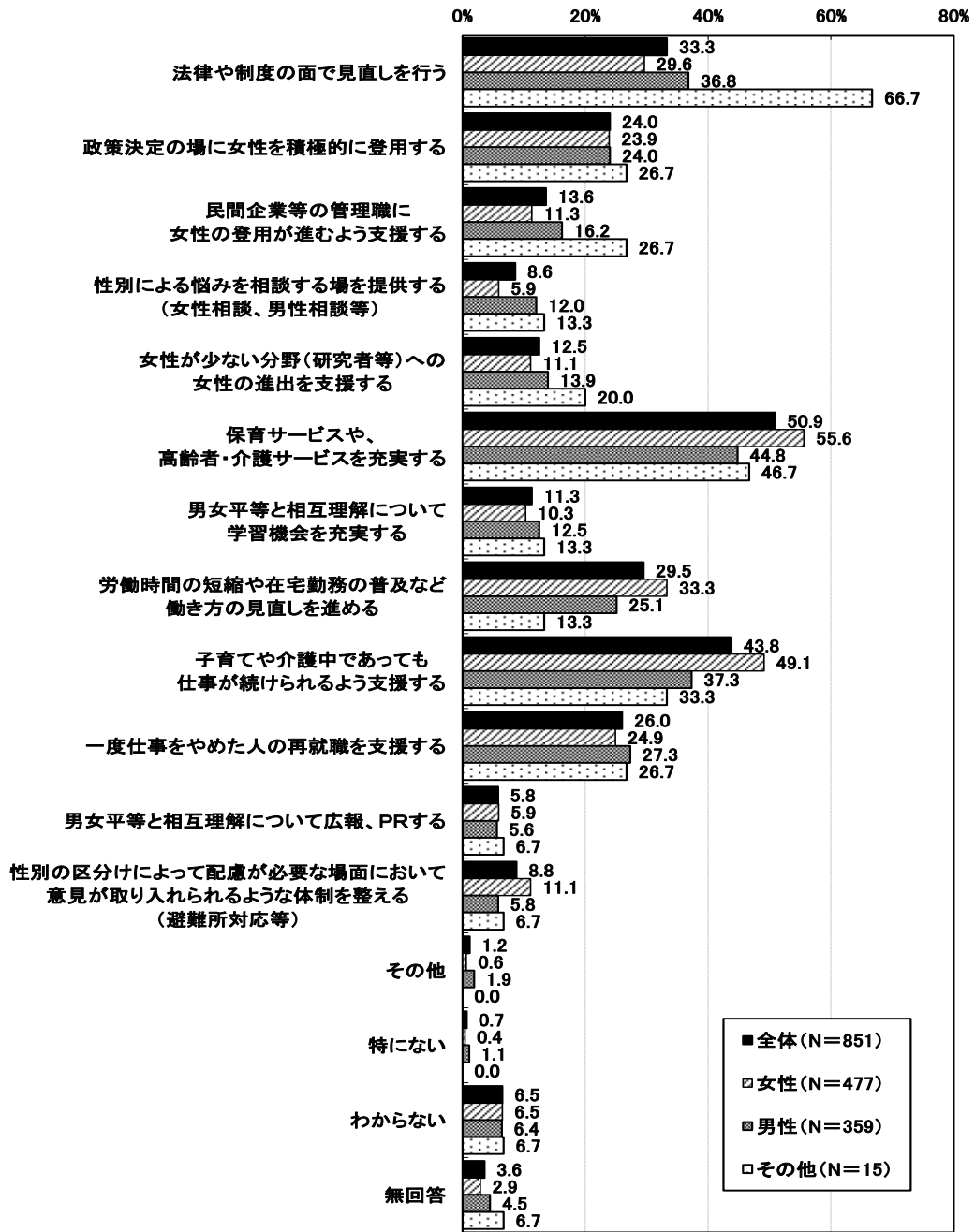
また、江南市の労働力人口の約4割を女性が占めており、市民意識調査の結果において、男女共同参画社会を実現するために行政がすべきこととして、「保育サービスや、高齢者・介護サービスを充実する」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」と多くの方が回答しています。特に子育てについては、令和2年(2020年)6月子育て世代包括支援センター<sup>※13</sup>を開設し、妊娠期から出産、子育て期までの様々な悩みや質問に応じ、安心して育児ができるようサポートしています。

ワーク・ライフ・バランスを実現させるには女性の社会参加だけではなく、男性の家庭参加も重要です。育児・介護休業法が整備されてきてはいますが、男性の育児休業の取得は依然として伸びず低調のままです。制度が活用できる環境を整えるためには、個人の理解だけではなく、家庭、職場の理解、協力が必要となります。家庭では一人ひとりが生活に必要な家事を各々が担う意識を持ち、職場ではすべての人が働きやすい、働くことに関わる家庭事情も含む環境がより整うことが求められます。



※13 子育て世代包括支援センター  
妊娠準備期から子育て期まで切れ目なくサポートする相談機関。

■男女共同参画社会を実現するために、行政は今後どのようなことに力を入れていくべきかについて



資料：江南市男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年度）

## 施策の方向

### ① 仕事と家庭の両立支援についての普及啓発活動を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
36	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供と啓発	パンフレット等の配布を通じて、ファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行います。また、希望する企業に対して、県との連携のもとで、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援します。	商工観光課
37	育児休業・介護休業制度の定着促進	企業に向けて、育児休業・介護休業制度の周知と普及啓発に努めます。	商工観光課
		庁内において、制度の周知及び情報提供、育児休業等を取得しやすい環境づくり、取得後の職場復帰支援を行います。	秘書政策課
38	ノー残業デーの推進及び実施	仕事と子育ての両立や職員の健康保持・増進等、ゆとりある生活の実現のため、ノー残業デーを設け、市職員への周知を行います。	秘書政策課
39	入札における評価基準への男女共同参画の視点の盛り込み	江南市が発注する公共事業の入札の評価基準において、子育て支援等に取り組む企業に対しての加点措置を行います。	総務課

## 施策の方向

### ② 家族経営について、パートナーシップがとれるよう啓発に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
40	家族経営協定 <sup>※14</sup> への支援	愛知県尾張農業普及指導センターと連携し、情報提供を行うとともに、締結を支援します。	農政課

※14 家族経営協定

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

## 施策の方向

### ③ 地域での子育て支援体制の充実を図ります。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
41	ファミリー・サポート・センター※15の活用	依頼会員、援助会員の登録と会員間の連絡調整を実施するとともに、事業の周知に努めます。	こども政策課
42	保育所等における各種保育・子育て支援サービスの提供	保育園等において未就学児童の各種保育を実施するとともに、子育て世帯の保育ニーズを的確に把握し、保育サービスの充実に努めます。	保育課
43	学童保育の充実	小学生児童を対象とした学童保育を充実します。学童保育利用ニーズを的確に把握し、余裕教室などを利用した学童保育の充実に努めます。	こども政策課
44	子育てやサービス利用に関する相談の実施	育児相談や家庭訪問等において、子育て等に関する相談に応じます。	健康づくり課
		子育て支援センター、保育園、児童館などにおいて、子育てや保育サービスに関する相談に応じます。	こども政策課

## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV

※15 ファミリー・サポート・センター

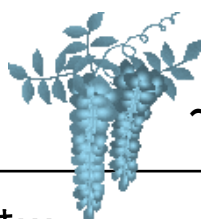
地域において、子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を支援する事業。



## 施策の方向

### ④ 男女平等の視点に立った在宅介護に対する支援に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
45	家族介護教室の実施	家庭で介護する方に対し、介護技術の習得などを目的とした学習機会を提供します。特に、介護の負担が女性にかかりがちであることも踏まえ、男性の参加を促進します。	高齢者生きがい課
46	介護保険制度の啓発	介護保険の周知を図るとともに、各種介護サービスの情報提供を行います。	高齢者生きがい課



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- 早期に子育て支援に関する必要な情報を習得でき、ワーク・ライフ・バランスについて、適切な行動ができる。
- 介護に対する男女平等の意識を持つ。

#### 地域は…

- 農業に対して協力的な地域づくりに努める。

#### 企業は…

- 仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の活動を両立できるよう、働きやすい環境づくりに努める。
- 育児休業、介護休業制度の周知と取得しやすい職場環境をつくる。

## 第4章

基本目標  
I

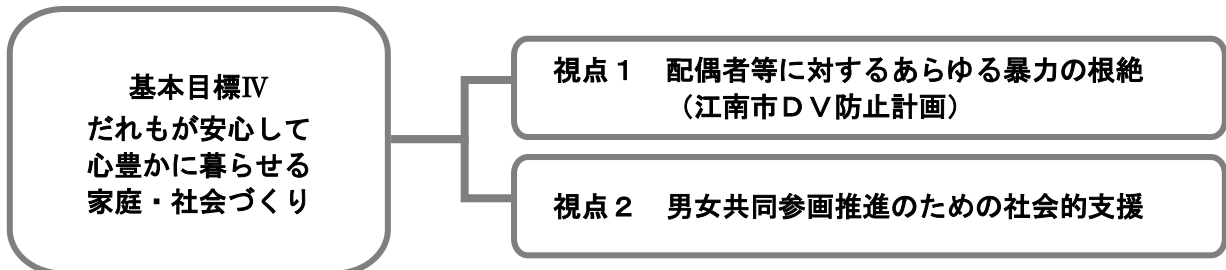
基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV

# 基本目標 IV だれもが安心して心豊かに暮らせる家庭・社会づくり

## 【施策の体系】



## 視点 1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (江南市 DV 防止計画)

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		令和2年	令和9年	令和13年
広報等によるDV防止の普及啓発の回数(回) 【福祉課】	広報等により広く市民にDV防止の普及啓発を行い、被害を受けている人が、適切な支援を受けられる相談窓口等の周知を図る。	0	1	1

### 【関連するSDGs目標】

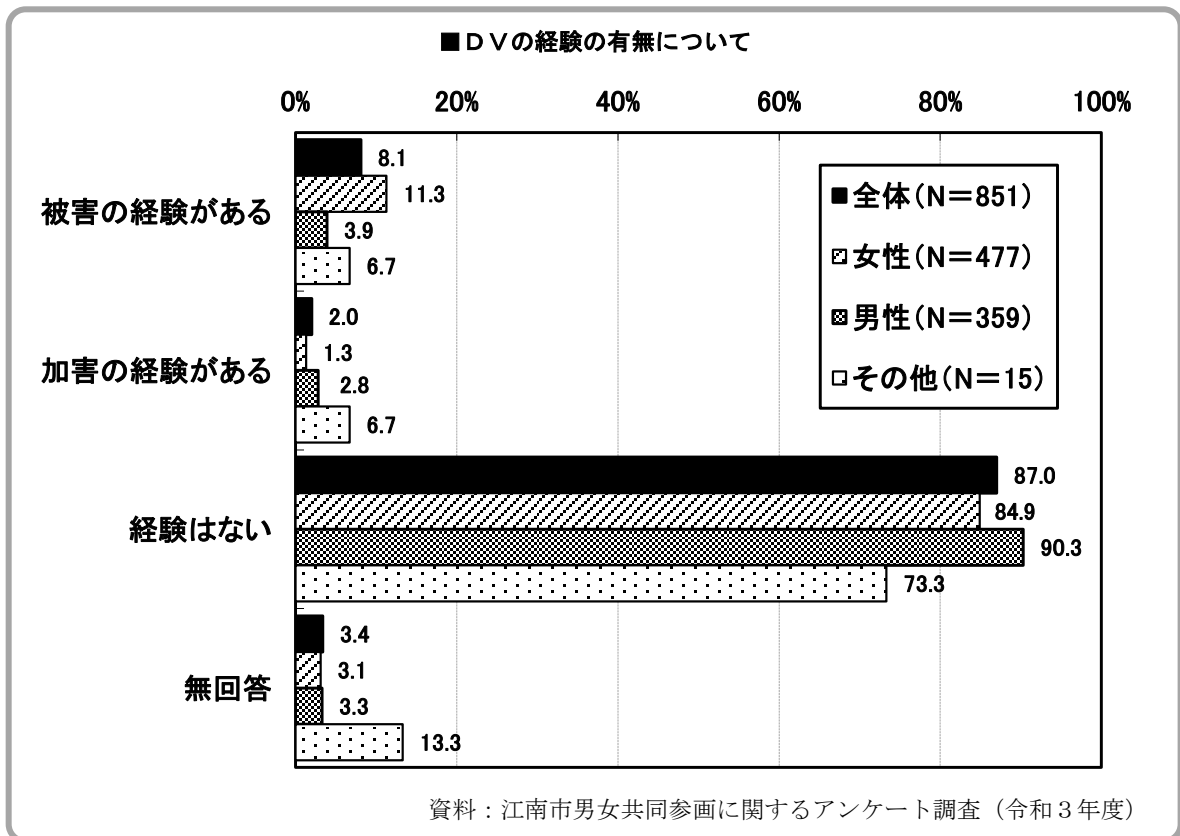


**【現状・課題】**

市民意識調査の結果では、女性の11.3%、男性の3.9%がDVの「被害経験がある」と回答しています。DVという言葉は9割が「知っている」と回答していますが、DVの相談窓口があることは、約半数の人が「知らない」と回答しています。また、DV被害を経験した際、「相談しようと思わなかった」と回答した割合が高く、だれでも安心して相談できる窓口の設置と周知に努める必要があります。

また、被害者が加害者に居住地を把握されないように、住所情報の交付等を防止する「住民基本台帳における支援措置」に加え、江南市として導入している制度として、代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本等を交付した場合に、交付したことを本人にお知らせする「本人通知制度」等があります。この制度等を周知することで被害者の保護や被害の防止を図っていくことが重要です。

その他、若者の中で交際相手からの暴力（デートDV<sup>※16</sup>）など問題となっており、暴力防止のための啓発は、中高生なども含めて、若年層から進めていく必要があります。さらにDVは児童虐待とも関連が深くなっているため、支援体制においては児童虐待防止の対策等との連携強化が求められます。



※16 デートDV

交際している男女間で起こる暴力のこと。

第4章

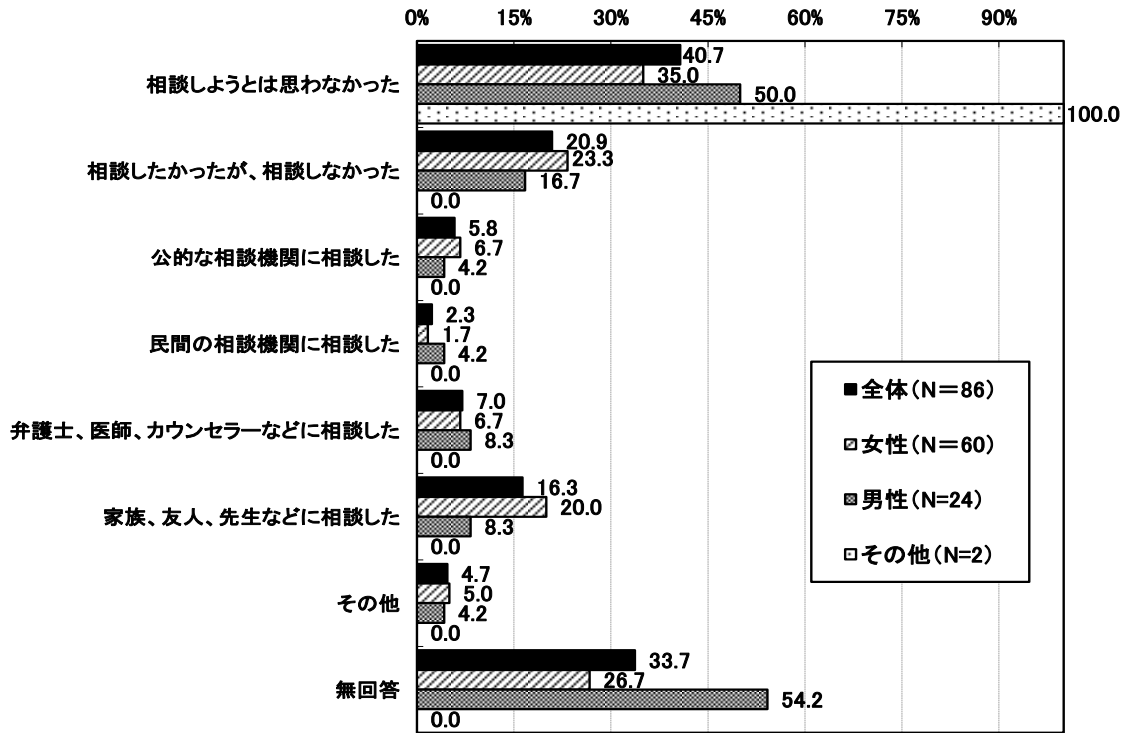
基本目標 I

基本目標 II

基本目標 III

基本目標 IV

■ DVを経験した際、だれかに相談をしたかについて



資料：江南市男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年度）

施策の方向

① DV防止に向けた普及啓発を実施します。

具体的施策	施策の実施内容	担当課
47 DV防止に関する啓発・情報提供の推進	地域包括支援センター等の関係機関と連携するとともに、リーフレットを配布し、虐待防止の啓発に努めます。	高齢者生きがい課
	窓口での案内や、広報等（ホームページやメール等）の情報媒体を利用して、DV防止の普及啓発に努めます。	福祉課
	リーフレットの配布や、広報等（ホームページやメール等）の情報媒体を利用して、DV防止の普及啓発に努めます。	市民サービス課
	子どもの面前における暴力等は、「虐待」に該当することを周知し、虐待防止の啓発に努めます。	こども政策課

施策の方向

② DVに対する相談・支援体制を充実します。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
48	DV等に関する相談の実施	地域包括支援センターを中心に相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行います。	高齢者生きがい課
		DV被害者に対し、相談支援を行うとともに、県の女性相談センター等関係機関と連携し、必要な支援を行います。	福祉課
		市民相談を実施し、関連する庁内所管課へ取り次ぎを行います。	市民サービス課
		関係機関との連携を図り、相談窓口の周知を徹底します。	教育課
		DV被害が潜在しないよう、窓口相談を充実、周知に努めます。個人情報保護を徹底し、相談者の状況を踏まえた対応に努めます。	こども政策課
49	DVに関する庁内連携体制の整備	DVの被害者に対する支援について、庁内で連携を図ります。	福祉課

施策の方向

③ 関連機関と連携し、DV等被害者の保護に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
50	県等との連携による被害者の保護・自立支援	県や関係機関との連携のもと、DV等被害者の状況に応じた生活支援等を行います。	福祉課 こども政策課

## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- DV防止の普及啓発が進むことにより、隠れたDV被害者の早期発見や防止へつながる。
- 市民への相談窓口の周知が進み、支援を必要とするDV被害者が市の福祉課をはじめとした各種相談支援を利用することができる。
- 市民は安心して相談できる場所がある。

#### 地域は…

- DV防止の普及啓発が進むことにより、地域においてDV等の暴力を許さないという環境がつけられる。
- 地域において相談窓口の周知が進み、支援を必要とするDV被害者に対し、各種相談支援の利用を働きかける。

## 視点 2 男女共同参画推進のための社会的支援

### 【施策の成果目標】

指標	指標の説明	現状値		
		令和2年	令和9年	令和13年
<b>乳がん検診（マンモグラフィ検査）精密検査受診率（％）</b> 【健康づくり課】	女性特有の疾病である乳がん検診を定期的に受診し、結果が要精密検査の場合は確実に病院受診につなげることで、生涯にわたる健康を守っていく。	82.7	90.0 以上	90.0 以上
<b>子宮頸がん検診精密検査受診率（％）</b> 【健康づくり課】	女性特有の疾病である子宮頸がん検診を定期的に受診し、結果が要精密検査の場合は確実に病院受診につなげることで、生涯にわたる健康を守っていく。	92.0	90.0 以上	90.0 以上

### 【関連する SDGs 目標】



### 【現状・課題】

男女共同参画社会を実現するには、年齢や性別、障害の有無、外国籍の人等に関わらず、あらゆる人が自由な選択ができ、自分らしく安心して生活することができる社会であることが重要です。

江南市では、高齢化の進展により寝たきりや認知症である人、性的少数者である人、障害がある人、外国籍の人など、様々な人が生活しています。すべての人が心豊かに過ごすことができるよう、社会的支援を整えることが重要です。

また、生涯を通じて健康に過ごすためには、心身の健康について正しい知識や情報を取得し、日頃から健康づくりに取り組むことが大切になります。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージごとに心身状態が変化し、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。女性が自ら、子どもを産むのか産まないのかをはじめとする生涯を通じた安全な性や健康について、主体的に選択することができるよう、若年層からリプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>※17</sup>の情報提供を図っていくことが必要です。

今後も、すべての人が健康に暮らしていけるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な対策を進める必要があります。

#### ※17 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むかまたは産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命や安全や健康を重視するといった自分の健康を守る権利のこと。

## 施策の方向

### ① 在宅介護に関する知識の普及啓発に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
51	安定的な介護保険の運営	介護を社会全体で支えられるよう、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、安定した基金の運用と健全な介護保険事業の運営に努めます。	高齢者生きがい課
52	障害福祉サービスの円滑な提供	窓口や、基幹相談支援センターにおける相談において、利用者のニーズに沿った適切な障害福祉サービス等の案内をします。	福祉課
53	家族介護者への支援	家族介護者の負担軽減に向け、サービスの利用支援を行うとともに相談に応じます。	高齢者生きがい課 福祉課
54	障害のある人・家族への相談支援	基幹相談支援センターにおいて、障害者の日常生活における様々な問題に対する相談を行います。	福祉課

## 施策の方向

### ② ひとり親家庭への支援を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
55	ひとり親家庭に対する相談	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭への相談に応じます。	こども政策課
56	ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭が社会的な事由等により、日常生活に支障が出る場合に、家庭生活支援員を派遣します。	こども政策課
57	児童扶養手当の支給	児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定、経済的負担軽減を図ります。	こども政策課
58	母子・父子家庭医療費助成事業の実施	医療費の助成を行うことにより、子どもの健全育成とひとり親家庭の生活の安定、経済的負担軽減を図ります。	保険年金課
59	ひとり親家庭における就労に向けた支援	自立支援教育訓練給付と高等職業訓練促進給付の実施により、ひとり親の安定的な就職に向けた技能習得、能力開発を支援します。	こども政策課



### 施策の方向

#### ③ 外国人への支援を行います。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
60	生活支援に関する情報の多言語による提供	国際交流協会が発行している、地域における生活情報等を多言語で翻訳した情報紙「ふくら通信」により、多言語による情報提供を行います。	生涯学習課
61	外国人生活支援員設置事業	外国人の生活支援、自立支援を目的に、相談事業を実施します。	生涯学習課

### 施策の方向

#### ④ 国際的な動向の情報発信に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
62	男女共同参画の国際的な動向の情報収集、情報発信	男女共同参画に関する国際的な動きについて、市民への情報提供を行います。	市民サービス課

## 第4章

基本目標  
I

基本目標  
II

基本目標  
III

基本目標  
IV

## 施策の方向

### ⑤ 生涯にわたる心と身体 の健康づくりの推進に努めます。

具体的施策		施策の実施内容	担当課
63	妊娠準備期から出産、子育て期にわたる個別支援の実施	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士の相談や指導による母子への健康推進と、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を運営し、関係機関と連携しながら切れ目のない包括的支援を実施します。	健康づくり課
64	妊婦・産婦・乳幼児健康診査の実施	妊婦、産婦、乳幼児が定期的な健康診査が受けられるよう受診勧奨し、医療機関や保健センターで健診を実施します。	健康づくり課
65	女性特有の疾病への対応	乳がん検診、子宮頸がん検診の普及啓発や受診勧奨を行うとともに、精密検査の受診勧奨を実施します。	健康づくり課
66	健康に関する情報提供や啓発の実施	広報紙やホームページ、メール等を活用し、健康づくりに関する情報提供を行います。	健康づくり課
67	健康づくりに取り組める環境づくり	市民による健康ボランティアグループの自主活動の支援、市民の主体的な健康づくり活動を応援する「こうなん健康マイレージ事業」の普及啓発を実施します。	健康づくり課
68	★リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	庁内関係部署と連携をとりながらリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供を行います。	健康づくり課 市民サービス課 教育課

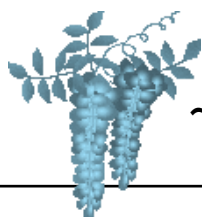
## 第4章

基本目標 I

基本目標 II

基本目標 III

基本目標 IV



### ～市民・地域・職場（企業）で取り組むこと～

#### 市民は…

- 日頃から正しい生活習慣を心がけ、市民自らが健康づくりに取り組む。
- 定期的に、健康診査やがん検診を受診する。

#### 地域は…

- 地域で健康づくり教室や通いの場が開催される。

#### 企業は…

- 健康経営<sup>※18</sup>の推進に取り組む。

#### ※18 健康経営

従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践すること。

## 第 5 章 計画の推進体制

---

## 1 市役所内推進体制の充実

### (1) 市役所内の推進体制

男女共同参画に関する施策は分野が多岐にわたるため、着実な推進に向けては市役所内関係各課の連携が必要です。本計画を総合的に推進し、実効性のあるものとするため、市職員で構成する「江南市男女共同参画推進委員会」において市役所内関係各課の連携を強化します。

### (2) 市職員に対する男女共同参画理解の促進

各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、率先して市民のモデルとなっていくことが求められます。全庁的に男女共同参画の視点から行政運営に取り組めるよう、研修等を通じて職員への意識啓発を進めます。

## 2 市民・地域・職場（企業）との連携

市民自らが家庭や地域、職場などの様々な場面において男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、広報・啓発を進めます。また、男女共同参画の推進に協力する団体を育成するとともに、ネットワークづくりを進め、市民と行政との協働により男女共同参画社会の実現を目指します。

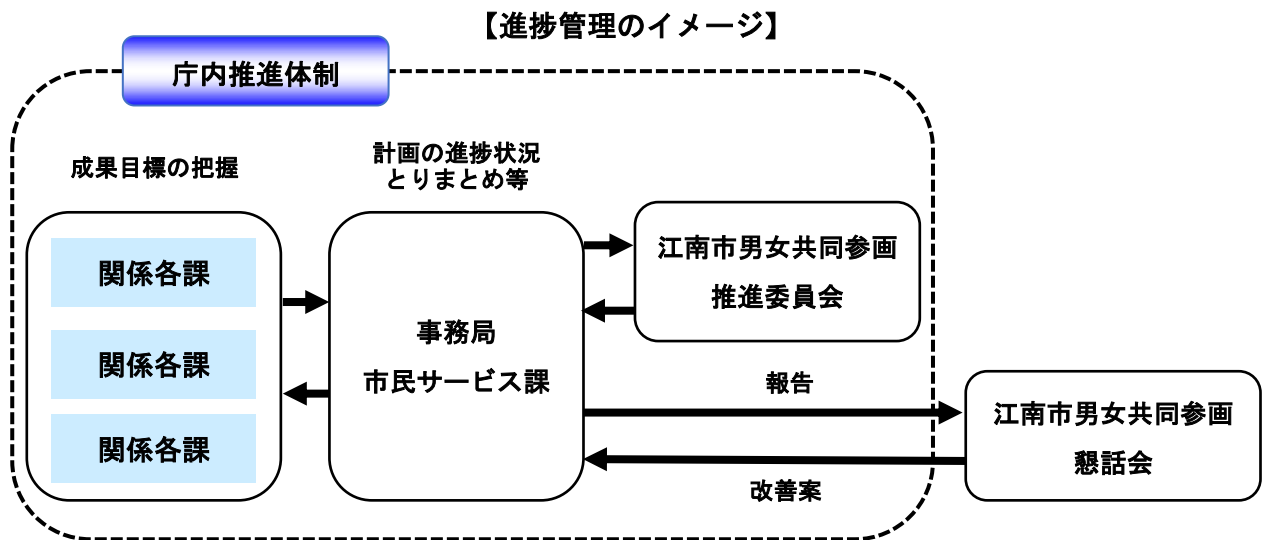
### 3 進捗管理方法

進捗管理は「P D C Aサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、必要に応じて事業の改善を図ります。

庁内所管課が実施する男女共同参画に関連する事業について、毎年調査を行い、実施状況を点検・評価します。また、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても必要に応じて検討のうえ、実施します。

計画で掲げた「施策の成果目標」については、毎年進捗状況を点検・評価し、課題の検討を行ったうえで取り組みの改善につなげ、目標の達成を目指します。

また、有識者や公募委員等で構成する「江南市男女共同参画懇話会」において、市民視点から計画の推進状況の点検・評価を行います。改善案については、担当課へフィードバックします。





# 資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 江南市男女共同参画懇話会設置要綱
- 3 江南市男女共同参画懇話会委員名簿
- 4 江南市男女共同参画推進委員会設置要綱
- 5 アンケート調査の概要及び結果
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 男女共同参画に関する年表

## 1 計画策定の経緯

月 日	内容（協議事項）
令和2年度	
1 2月	男女共同参画推進委員会 ・アンケート調査の内容について
1月28日	第1回 男女共同参画懇話会の開催 ・江南市男女共同参画基本計画策定について ・江南市男女共同参画基本計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の内容について
令和3年度	
4月20日～ 5月6日	江南市 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
6月	第1回 男女共同参画推進委員会の開催（書面開催） ・江南市男女共同参画に関するアンケート調査結果報告について
7月	第1回 男女共同参画懇話会の開催（書面開催） ・江南市男女共同参画に関するアンケート調査結果報告について ・第3次こうなん男女共同参画プランにおける基本目標（案）について
7月29日	第2回 男女共同参画推進委員会の開催 ・第3次こうなん男女共同参画プランにおける基本目標（案）について
8月4日	第2回 男女共同参画懇話会の開催 ・第3次こうなん男女共同参画プランにおける基本目標（案）について
8～9月	庁内ヒアリングの実施
10月19日	第3回 男女共同参画推進委員会の開催 ・第3次こうなん男女共同参画プラン（案）について
11月4日	第3回 男女共同参画懇話会の開催 ・第3次こうなん男女共同参画プラン（案）について
12月20日～ 1月31日	パブリックコメントの実施
2月	第4回 男女共同参画推進委員会の開催（書面開催） ・第3次こうなん男女共同参画プラン（案）パブリックコメントの報告について
2月	第4回 男女共同参画懇話会の開催（書面開催） ・第3次こうなん男女共同参画プラン（案）パブリックコメントの報告について
3月	「第3次こうなん男女共同参画プラン」策定



## 2 江南市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成促進に関する諸問題の把握と、施策のあり方を総合的に検討し、当該社会の実現に向けて計画的、効果的な施策の推進に資するため、江南市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）の策定に向けて提言し、計画策定に関し必要な事項を研究、検討すること。
- (2) 計画の推進に関し研究、検討すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関し必要な事項を研究、検討すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は優れた識見又は熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が退職しようとするときは、会長を経て市長に申し出なければならない。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部市民サービス課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 江南市男女共同参画懇話会委員名簿

(敬称略)

備考	役職名等		氏名
会長	名古屋経済大学地域連携センター長		岡田 和明
副会長	江南市小中学校校長会代表	(～R3.3)	安田 幸子
		(R3.4～)	水野 三佳
委員	江南青年会議所理事長	(～R3.12)	斉藤 麗菜
		(R4.1～)	安部 聡司
〃	江南市人権擁護委員		仙田 幸代
〃	江南保健所次長兼総務企画課長	(～R3.3)	中嶋 和男
		(R3.4～)	奥村 広一
〃	江南市女性連絡協議会代表		高田 朝子
〃	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生		松井 浩恵
〃	江南市赤十字奉仕団顧問		宮地 八重子
〃	江南市社会福祉協議会事務局長	(～R3.3)	川田 保
		(R3.4～)	武田 篤司
〃	江南市女性交通安全クラブ会長		丹羽 ひとみ
〃	愛知江南短期大学講師		丸田 星子
〃	元連合愛知尾張西地域協議会尾北地区連絡会幹事		雪岡 保
〃	江南労働基準監督署長	(～R3.3)	平井 秀明
		(R3.4～)	伊達 清隆
〃	公募		森崎 芳子
〃	〃		栗本 明美
〃	〃		小森 洋子
〃	〃		尾関 幸代

## 4 江南市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市男女共同参画基本計画に基づき、本市における男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、江南市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員会の委員長は企画部長とし、副委員長は企画部市民サービス課長とする。

3 委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部市民サービス課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

2 第4条本文の規定にかかわらず、平成10年度の委員の任期は、任命の日から平成11年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 5 アンケート調査の概要及び結果

### (1) 調査の目的

本調査は、男女平等、社会活動、女性の就労や人権等についての考え方など、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するとともに、市民からの意見等を広く聴き、「第3次こうなん男女共同参画プラン」策定の基礎資料とすることを目的とします。

### (2) 調査項目

アンケート調査は、以下に示す項目について実施しました。

- ①男女の地位に関する意識について
- ②職業・職場環境などについて
- ③家庭・地域生活について
- ④性的少数者（性的マイノリティ）について
- ⑤DV（ドメスティック・バイオレンス）について
- ⑥男女共同参画全般について

### (3) 調査の概要

調査地域	江南市全域
調査対象者	江南市在住の18歳以上の2,000人 男性1,000人、女性1,000人を無作為抽出
調査期間	令和3年（2021年）4月20日～5月6日
調査方法	調査票による本人記入方式 郵便配布・郵便回収及びWEB回答による郵送・WEB調査方法

#### ■回収結果

	配布数	回収数（うちWEB回答数）	有効回収率
女性	1,000	477（48）	47.7%
男性	1,000	359（49）	35.9%
その他*		15（0）	
合計	2,000	851（97）	42.6%

※答えたくないと回答した2件を含む

#### ■比較分析において利用した調査について

比較分析において利用した調査名は次のとおりです。

- ・江南市「男女共同参画に関するアンケート調査」平成22年度実施  
「『男女共同参画基本計画』策定にあたってのアンケート調査」平成12年度実施
- ・内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和元年度実施
- ・愛知県「男女共同参画意識に関する調査」令和元年度実施

#### ■グラフについて

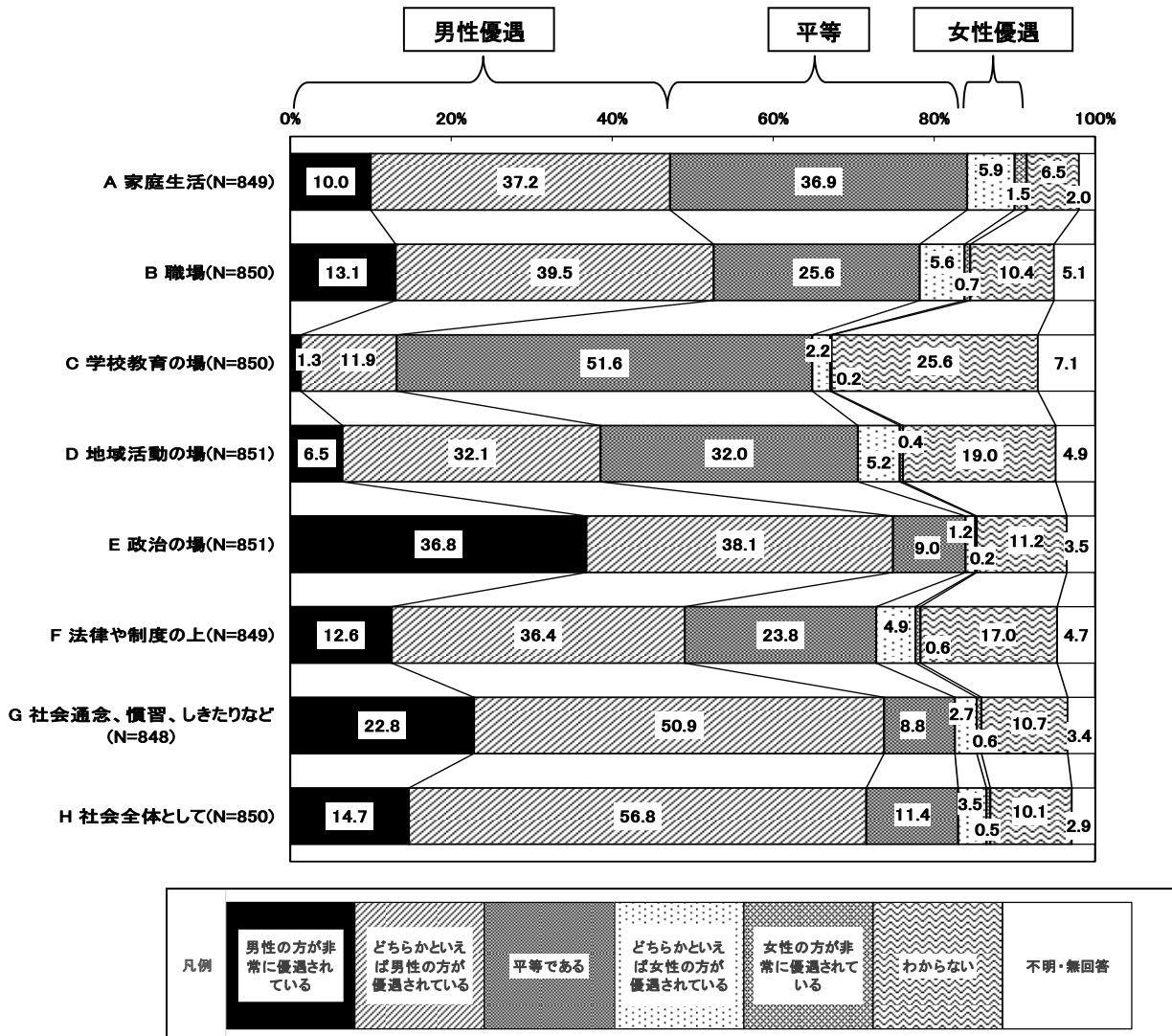
グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

## (4) アンケートの結果

### ①男女の地位に関する意識について

分野ごとの平等・不平等の感じ方については、「社会通念、慣習、しきたりなど」「社会全体として」「政治の場」で『男性優遇感』が強く、比較的平等だと感じているのは「学校教育の場」であることがわかりました。

【問7 あなたは、次のような場面において、男女の地位は平等になっていると思いますか。（各項目単数回答）】

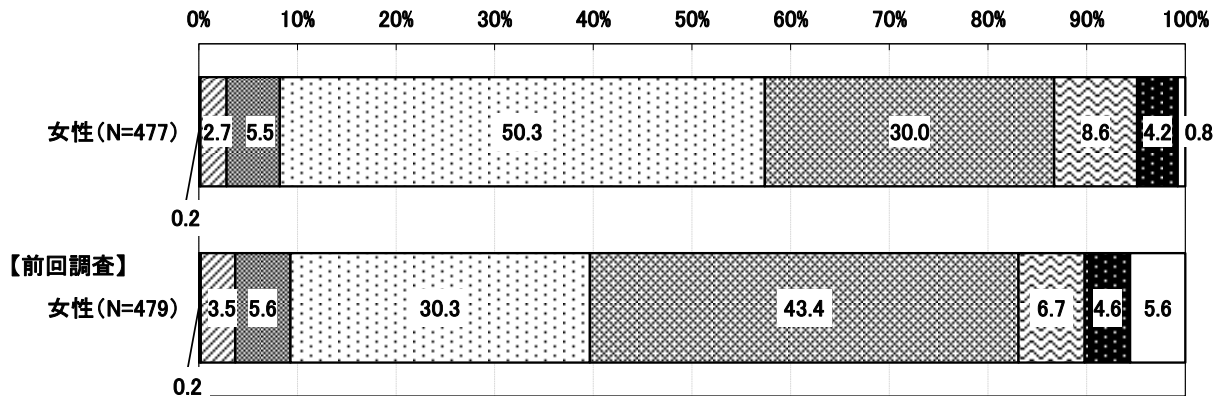


また、あらゆる分野において平等になるための必要な施策としては、「男女を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」ことが求められています。

## ②職業・職場環境などについて

女性についてしてみると、望ましい働き方は『就労継続』と『子どもができたら辞め、再就職』で回答が二分しています。ただし、前回調査に比べると『就労継続』の回答割合が高くなっています。

【問9 あなたは、女性が職業を持つことについてどう思いますか。(単数回答)】



男性の働き方について、『「結婚」や「子どもができた」ことで仕事量を調整する』という意見と『常に職業に専念した方がよい』の回答が多い結果となっています。

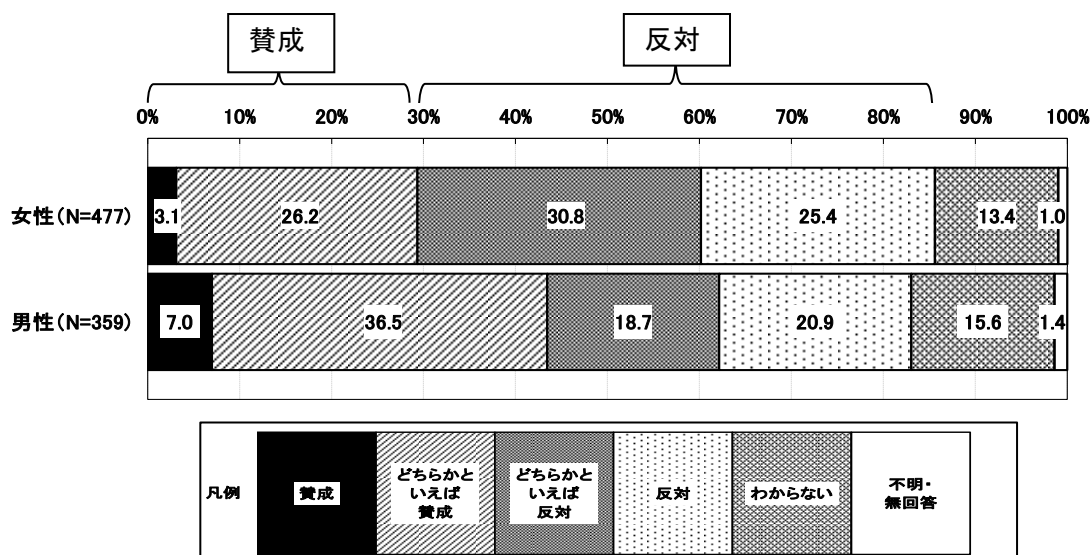
女性の28.7%、男性の6.9%が、セクシュアル・ハラスメントを「自分が直接経験したことがある」と答えています。セクシュアル・ハラスメント防止のために必要なことは「事業主がセクハラ防止の啓発に取り組む」が最も高いです。

女性が安心して働ける環境をつくるために、「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」ことが求められています。

### ③家庭・地域生活について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」には、男性の43.5%が『賛成』、女性の56.2%が『反対』ということがわかりました。

【問14 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。(単数回答)】

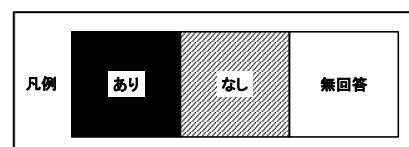
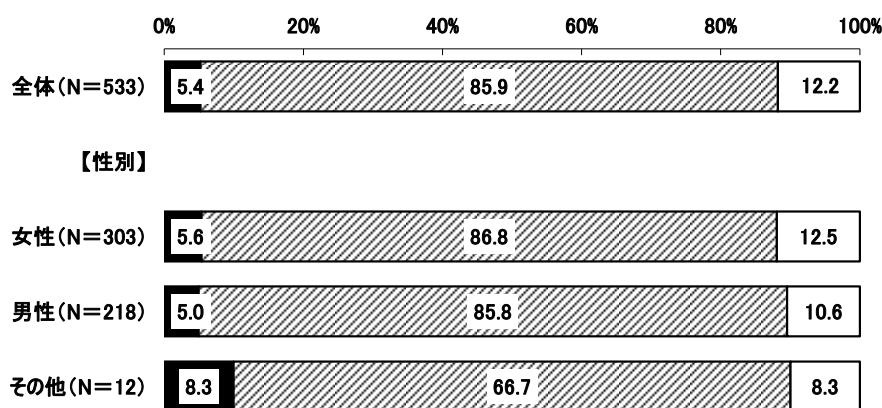


子育てや子どもの育て方については、「小さいうちは母親は育児に専念」「親が仕事のため、子育てで支援サービスを活用してもよい」「性別にこだわらず個性をのばす」を回答した割合が高いことがわかりました。

男女ともに『「仕事」「家庭生活」と「地域・個人生活」を全て重視』する生活を希望していますが、実際は、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに重視』の生活となっています。しかし、意識の面においては現実と希望はほぼ同じと感じている人は半数程度です。

地域・社会活動に参加している、参加したことがある割合は男性よりも女性が高くなっています。参加している、参加した中で、性別を理由にした不平等な扱いを受けた経験は9割弱の人が経験はないということがわかりました。

【問22 仕事以外で地域、社会活動に参加している(したことがある)中で、性別を理由にした不平等な扱いを受けた経験はありますか。】

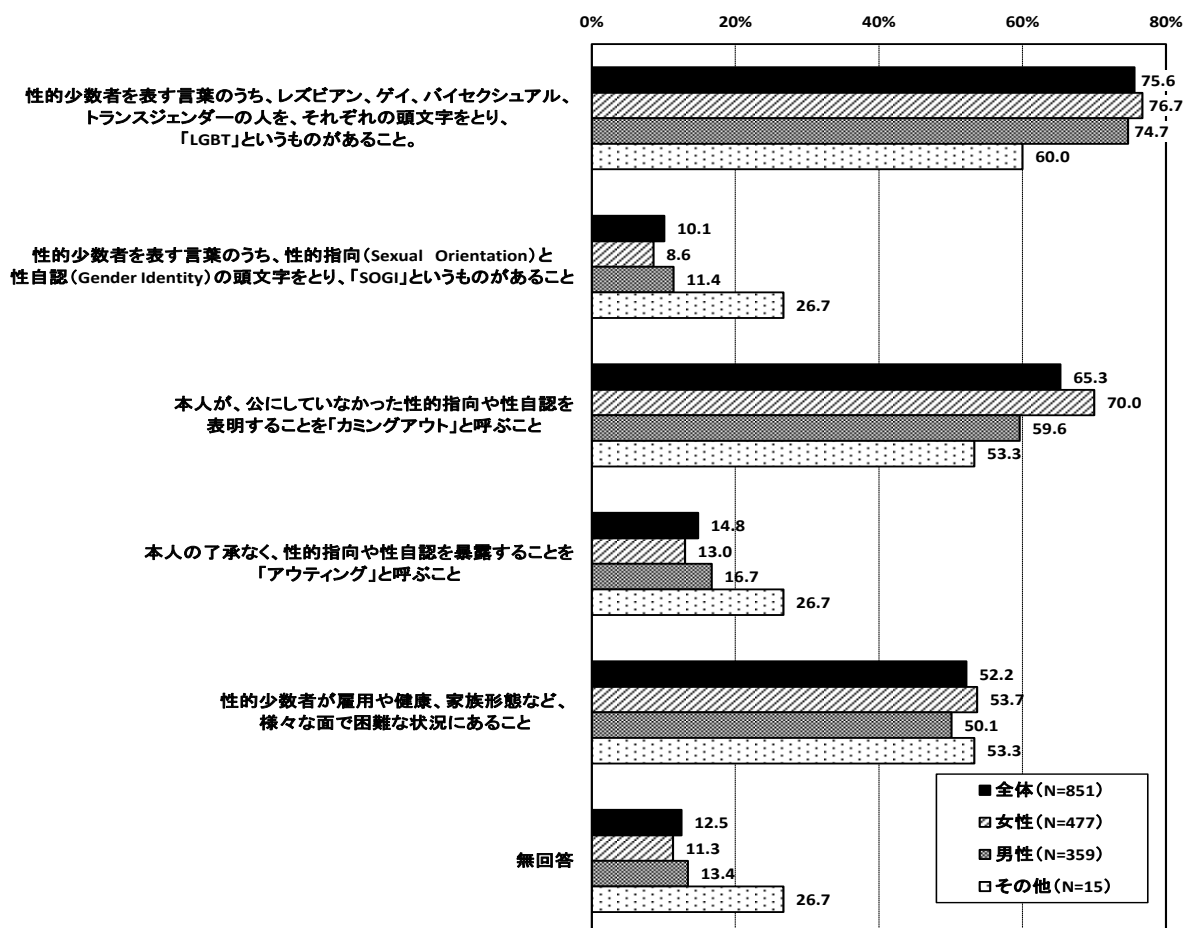


資料編

#### ④性的少数者（性的マイノリティ）について

「LGBT」の認知度は75.6%、「カミングアウト」の認知度は65.3%となっています。

【問24 あなたは、性的少数者に関する次のことについて知っていますか（複数回答）】



周囲の性的少数者の存在は、全体でみると「いない」が52.5%となっています。

性的少数者であることを打ち明けられた場合「今まで通り接する」が56.3%、「驚くが、話を聞く」が54.6%となっています。

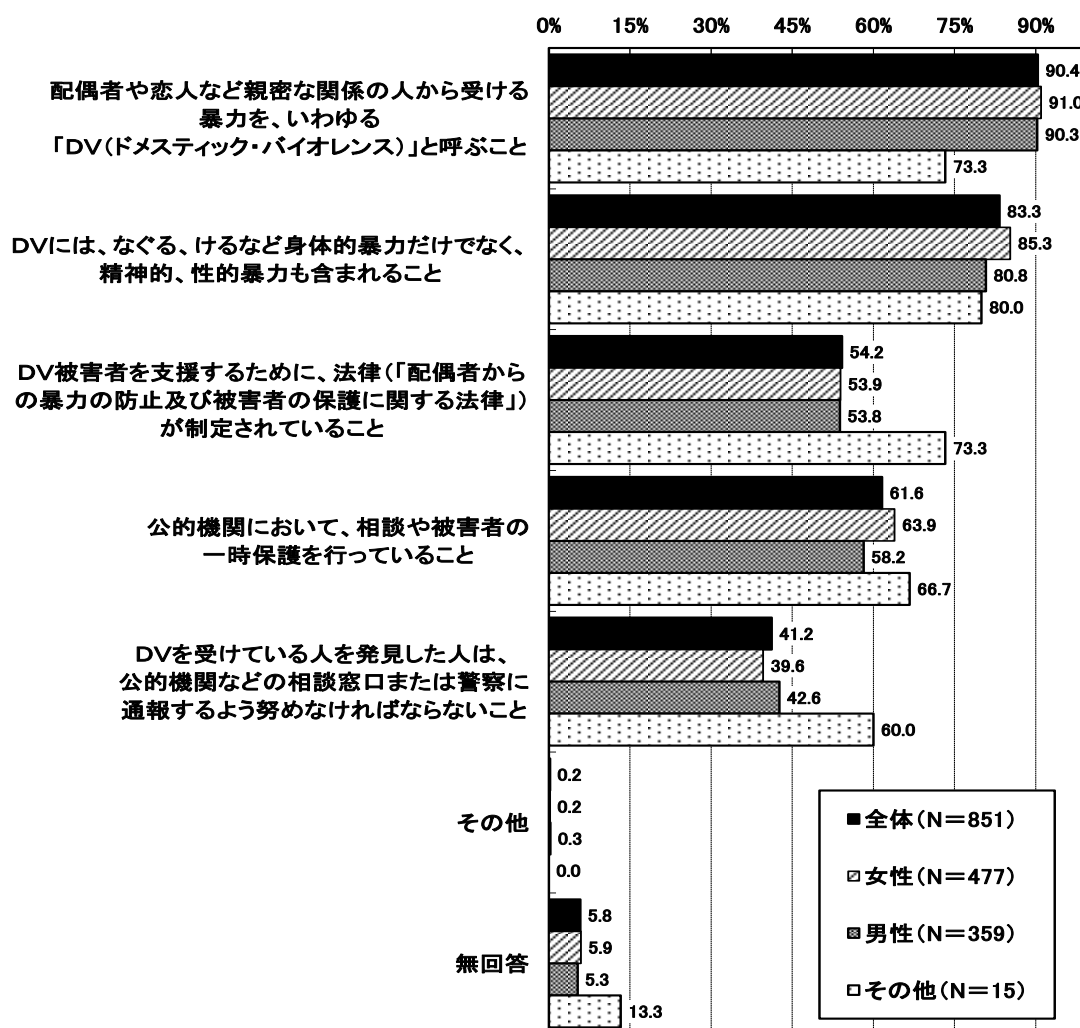
性的少数者が生きやすくなるのに必要な取り組みについて、「社会制度の見直し（パートナーシップ証明書など）」が56.4%、「教育現場での啓発活動（性的少数者に関する講演会や授業など）」が54.9%と高い割合になっています。



## ⑤DV（ドメスティック・バイオレンス）について

DVについて「配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と呼ぶこと」と知っている割合が最も高いです。

【問30 あなたは、DVに関する次のことについて知っていますか。（複数回答）】



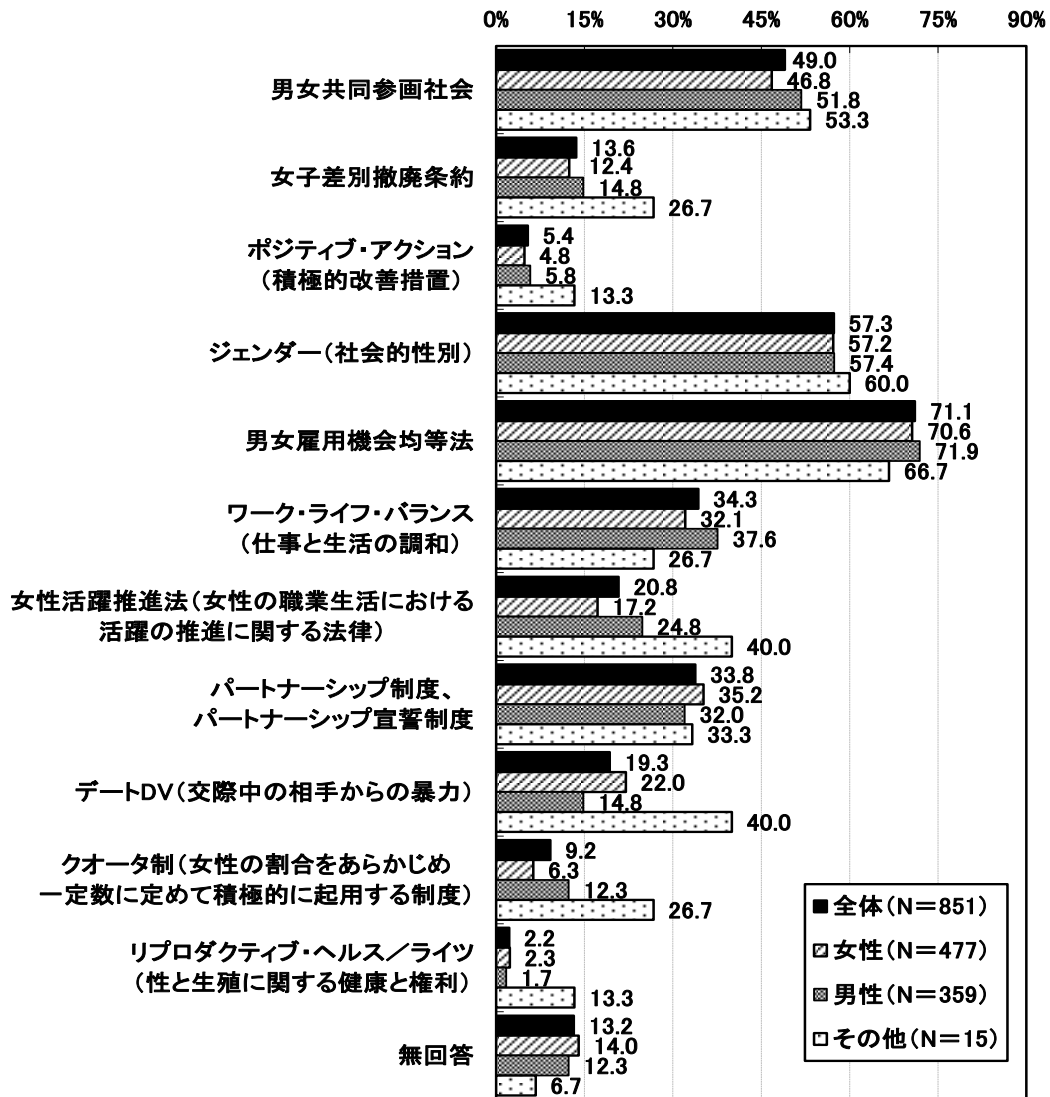
女性のDVの被害経験は11.3%、男性は3.9%であり、その内容は「精神的な暴力(おどす、ののしる、無視する等)」「身体的な暴力(なぐる、ける等)」が多い傾向にあります。

DVを防止するために必要だと思うことについては、全体では「被害者のための相談窓口や保護施設を整備する」が最も高いです。

## ⑥男女共同参画全般について

男女雇用機会均等法の認知度は71.1%、ジェンダーの認知度は57.3%となっています。

【問37 あなたは次にあげる男女共同参画に関する言葉を知っていますか。(複数回答)】



男女共同参画の推進のために必要な取り組みは、市民は「家族が協力して家事や育児を行う」、企業は「育児休業制度、介護休業制度などを利用しやすい職場環境をつくる」、行政は「保育サービス、高齢者・介護サービスを充実」が最も高い回答です。

江南市男女共同参画都市宣言の認知度は、7.8%でした。

## 6 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいず

れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男

女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 7 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	江南市の動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標:平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題企画推進本部に参与を設置</li> <li>婦人問題企画推進本部会議開催</li> </ul>			
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正・施行(離婚後の氏の選択)</li> </ul>		
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> <li>国立婦人教育会館開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成</li> </ul>	
	1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」第1回報告書発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける</li> </ul>	
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」—平等、発展、平和—中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>			
	1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>民法一部改正施行</li> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける</li> </ul>	
	1983年 (昭和58年)				
	1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」—平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキュープ地域会議(東京)</li> </ul>			
	1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年—平等、発展、平和—ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行</li> <li>「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>男女雇用機会均等法施行</li> <li>国民年金法の一部改正施行</li> </ul>			
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>婦人問題企画推進本部参与拡充</li> </ul>			

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	江南市の動き
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必須等)	・「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける ・「あいち女性プラン」策定	
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定 ・「育児休業法」の公布(施行1992)	・「女性総合センター基本計画」策定	
1992年 (平成4年)				・社会教育課に文化振興係を設置、女性団体の育成等を進める
1993年 (平成5年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	・「あいち農山漁村女性プラン」策定	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・女性青少年担当主査の配置
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」制定	・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	・社会教育課に文化振興係を生涯学習課生涯学習係に改称
1998年 (平成10年)			・「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)	
1999年 (平成11年)	・エスキップ ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」制定 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定		・企画課に男女共同参画推進係を設置
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	

資料編

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	江南市の動き
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・愛知県男女共同参画推進条例制定	・「こうなん男女共同参画プラン」の策定
2003年 (平成15年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第4、5回報告審査開催	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次改正）及び同法に基づく基本方針策定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	・男女共同参画推進の所管を生涯学習課へ変更
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界関係級会合）開催（ニューヨーク）	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006年 (平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京関係共同コミュニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定	
2007年 (平成19年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー関係共同コミュニケ」採択	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次改正） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	・生涯学習課に男女共同参画グループを設置
2009年 (平成21年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催			
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク） ・新たな機関UN Womenを設置採択	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・愛知県内初の「男女共同参画都市宣言」を行う
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足		・「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	



	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	江南市の動き
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			・「第2次こうなん男女共同参画プラン」策定
2013年 (平成25年)		・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正 (平成26年1月施行)	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定	
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」 (WAW!Tokyo2014)開催		
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク) ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」 (WAW!2015)開催 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016年 (平成28年)		・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正 ・「国際女性会議 WAW!」 (WAW!2016)開催	・「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定	
2017年 (平成29年)				
2018年 (平成30年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定	・「第2次こうなん男女共同参画プラン(中間改定)」策定 ・男女共同参画推進の所管を市民サービス課へ変更
2019年 (平成31年・令和元年)	・「W20(Women20)」日本開催(「国際女性会議 WAW!」と同時開催)	・女性活躍推進法等の一部改正		
2020年 (令和2年)		・「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021年 (令和3年)			・「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」策定	
2022年 (令和4年)				・「第3次こうなん男女共同参画プラン」策定



---

## 第3次こうなん男女共同参画プラン

令和4年3月

発行 江南市

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-54-1111

FAX : 0587-53-0132

編集 江南市企画部市民サービス課

---